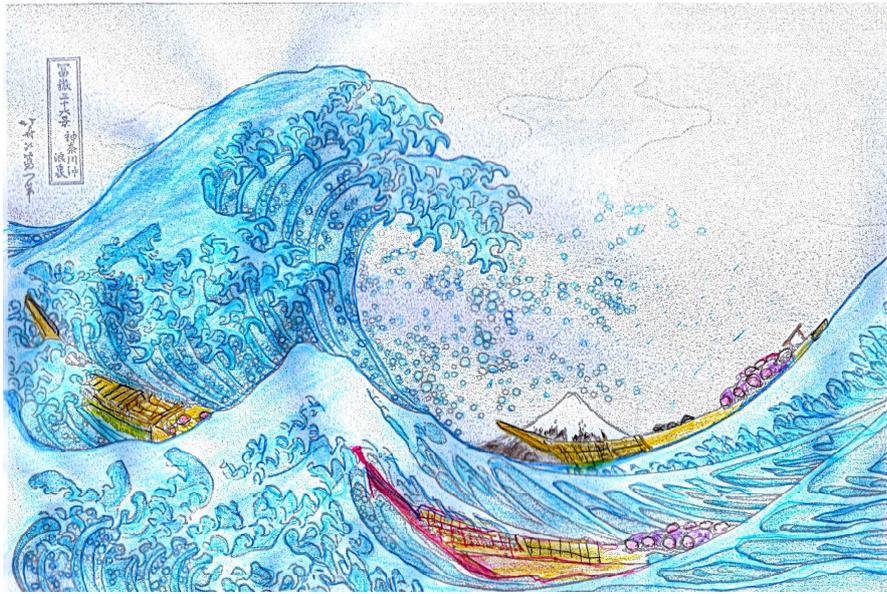


「北前船」資料001

北前船考証

大波に 向かって超えろ 人の身は
明日また瑠々 その宝船



葛飾北斎『富嶽三十六景』(塗り絵作品)

「越中郷土史家」参考資料

越中国の産業・流通

「ふり返る未来」研究会研修資料

Kazuhiro HImono

目次

「北前船」考証 「近世越中国」のお話

「越中郷土史家」<http://ettyuutoyama.seesaa.net/>

藩政期越中国の産業・流通その2(越中郷土史家) 「2020/11/5」

1. はじめに(放生津湊)	1	26. 六渡寺村の渡舟	27
2. 「北前船」の種類と運用	3	27. 吉久村の御蔵	28
3. 船の装備・運行容積	4	28. 船宿と小宿の対立	29
4. 建造費	6	29. 堤防の建設	29
5. 乗員	8	30. 高岡の木町	30
6. 船役	9	31. 千保川締切工事	30
7. 許可書	10	32. 瀬戸内・上方から弁才船の進出	32
8. 航海船の取縮	12	33. 魚問屋	33
9. 航海の方法	13	34. 四十物屋	33
10. 航海の利益	13	35. 材木輸送を巡る対立	33
11. 海難事故	14	36. 伏木湊との対立	34
12. 救助・浦手形	17	37. 金屋町鑄物師との対立	36
13. 海損	18	38. 上方依存からの脱却	37
14. 船の建造	19	39. 富山藩の財政状況	39
15. 信仰	21	40. 高岡の衰退と利常による再建	40
16. 船問屋構造	22	41. 高岡町の発展	41
17. 船主(海商)の成立	22	42. 北前船の果たした役割	43
18. 渡海船の数	22	43. 新湊漁港のまとめ	45
19. 湊の整備と発展	23	44. あとがき	47
20. 氷見	24	参考資料	48
21. 伏木とその周辺	24		
22. 三十三ヶ七浦の軽減	24		
23. 伏木湊の成立	25		
24. 古府村・古国府村との対立	25		
25. 六渡寺村との対立	26		

※一口メモ／密貿易

幕末近くになって新潟で抜け荷(密貿易)事件が摘発されました。抜け荷の調査摘発密貿易を行っていたのは薩摩(さつま)藩。当時藩領だった琉球(現在の沖縄県)を經由して中国から珊瑚や朱、薬種を買い付け、新潟をはじめとする北陸地方各地で売りさばき、北海道の昆布や海産物を沖縄や中国に輸出していました。

沖縄までの昆布の輸送を請け負っていたのは、富山の薬売りでした。富山県は現在昆布の消費量全国一、沖縄も昆布消費が盛んです。抜け荷事件は江戸時代の商品経済と新潟の豊かさ、北海道の昆布が北前船に果たした役割を物語っています。

「北前船」考証

「越中郷土史家」<http://ettyuutoyama.seesaa.net/>

「近世越中国」のお話

藩政期越中国の産業・流通その2(越中郷土史家) 「2020/11/5」

1. はじめに(放生津湊)

放生津とその周辺、放生津町は、「鍛冶川・下条川や牛ヶ首用水・六ヶ用水」等を通じて、各村と結ばれ、その水運は山間まで延び、射水郡全体を覆うものであった。

農民は、村ごとに船着場を設置して放生津町から肥料を運び、堀岡村から海老江新村にかけ、また、富山藩領「練合村」には、船主が生まれた。

鍛冶川と下条川に沿った村々では、「荷仲買人」が活動し、やがて、これらは放生津舟方から自立する事になる。

1649年(慶安2年)に、浦の南側に「放生津新町」が出来ると、「三日曾根・四日曾根」に影響し、「長徳寺・六渡寺」が連続した。放生津の船主は、1667年(寛文7年)に、310石以上を積む渡海船7隻(650・700積3艘・300と500石積4艘、水主74人)を保有し、「加賀・能登・越中」で120艘である内の、6番目、越中国では最多である(六渡寺は3艘)。

船の權に課せられた「外海船權役」も、越中最多で(1656年／明暦2年／1貫746匁)、川西七浦を形成する。

川西とは神通川の西の意、七浦とは「海老江・高岡木町・六渡寺・伏木・氷見・灘浦・放生津」である。

放生津には人口が集中し、1690年(元禄3年)には、945軒・1778年(安永7年)1310軒・1816年(文化13年)に1504軒・1860年(安政5年)1792軒で、人口は、7555人となっている。

また、同年の船持ちは30艘余である。しかし放生津には、欠点があった。それは湊口が狭く、200石積以上の渡海船が入りにくいことである。

そのため澗改(うるまあらため)が、出来ず湊にはなりえなかった。六渡寺や三ヶ新では氷見や高岡木町と同様に渡海船を伏木湊で繋留し、海老江や堀岡明神では、沖合十町・深さ三尋(六m)の箇所(筒所)に船を留め、小船を使用し運搬したという。

それでも、放生津では、大きな海商が成長する。「綿屋彦九郎・柴屋彦兵衛・治助右衛門(三箇家)・湊屋喜左衛門(金木家)・松屋(泉田家)・紅屋(紅谷家)・菊屋(中瀬家)・六渡寺の米屋(米沢家)・湊屋(朽木家)」等である。

「綿屋」は、兵庫の「北風莊右衛門真知」と協力し、高岡の綿場に力を行使した。

三ヶ新村には、1834年(天保4年)に130石～140石積・3人乗2艘と40石～80石積・2人乗7艘が直船頭のもとにあり、1845年(弘化2年)に渡海船8艘(39人)、1855年(安政2年)には、「練交易」で「550石積9艘」を持つまでになる。

新湊市立博物館 に、「ワラ製船霊」と、汐海家に所蔵されていた「ワラ製帆船」は、明治時代に造られたもので、舟の守護神である。豊漁の際と「起舟祭」に用いられ、船主宅の大広間の梁につるされた。【模型和船船霊】は、「柴屋」に所蔵されていた、北前船「長船丸」(600石積)の木製の模型は、長さ3.5m、幅1.3mを計る大きなもので、江戸時代末期の作品である。

【ワラ製船霊】



【模型和船船霊】



新湊地区の内川は、「放生津潟と庄川」を結ぶ運河状の河川で、約3.6kmの距離を東西に流れている。江戸時代の記録によれば、幅20間(36.4m)、深さ3尺～4尺(0.9m～1.2m)を測ったという。

「日枝神社の鳥居と玉垣」は、合掌形態の鳥居は、瀬戸内海の御影石で造られている。地元の廻船問屋である「湊屋清右衛門と北野屋与八」が寄進している。境内を囲む玉垣272柱には、兵庫の海商として大きな勢力を誇った「北風荘右衛門」をはじめとする、北海道から大阪までの廻船問屋と、その所有する北前船の名前が刻み込まれている。

「放生津八幡宮」にある「昆布絵馬」は、海産物を商っていた「京屋九右衛門、伏木屋善四郎、川口屋仁左衛門」により奉納された。

中国の故事で、不老不死の薬を求めて東征した「徐福」を題材にした絵馬である。「放生津八幡宮の大常夜燈」は、御影石製の1対の巨大な常夜燈で、背後に灯明のための石段が設けられている。境内の周囲の玉垣も「廻船船方中」により奉納されたものである。

2. 「北前船」の種類と運用

北前船とは何か、北前船は日本海を航行し、様々な物資を各地へ運搬した。

北前船とは、大坂や神戸、瀬戸内沿岸で用いられた用語で、1761年(宝暦11年)刊行の『和漢船用集』が初見である。

北方の海から来る船、北の海へ往来する船、といった意味で、特定の船型を表すものではない。船型には、主に三種あり、「ハガセ船(羽賀瀬)、北国船、弁才船(べざいせん)」である。

はがせ船は、「羽賀(加・ヶ・海)瀬船」とも記すが、船尾の形が鳥の羽交に似ていることから名付けられたとも言う。川舟のように平で、鋭い船首が特徴である。

厚く堅い「チギリ・タタラ」と呼ばれる材を用い、鉄釘を使わずに、航(かわら)や外板をはぎ合わせた堅牢な構造をもつ。船上は取り外し可能な板を立てただけの質素なつくりで、船尾には、外艫(そとども)を持たない。

船底材の両端に、L字状に切り抜いた長材を入れた(ヲモキ造)。帆の長さが短い筈帆で、速度が遅く、帆走力が弱いため、多くの水主が櫓を用いた。「ハガセ船」を改良した北国船は「ドングリ船」とも呼称され、千石規模の大船である。加賀・能登・越後・津軽・南部等で用いられ、船底は「ヲモキ造」で、その上に、厚い外板をはぎ合わせる。丸く高い幅広の船首を持ち、鋭い日本海の波に突っ込まないように浮力を持たせ、波の抵抗を小さくして、推進力を向上させるとともに、海岸の岩礁にも、耐える堅牢な船底を有した。



櫓と帆を併用し、500石積では11~13人、千石積では12~22人、1500石積では27・8人の水主が必要であった。一般に1000石積以上の大型船は北国船、800石積以下の中・小型船は「ハガセ船」であり、北国船は数を減らすが、「ハガセ船」は幕藩末頃まで用いられた。

弁才船は、瀬戸内で発達し、語源はよく分からないが、「ばいせん」とも呼称された。

根棚の開きを小さくして、船底部を航と一体化させることで横流れを減らし、中棚の開きを大きくして横の安定性を増し、上棚の上に継ぎ足し垣立と同じ高さにして、安定性と積石数を向上させるとともに、喫水を深くして横流れを防いだ。



また、航と棚板の厚さを増して、船体の強度と耐久性を大幅に改善し、二の間上部を水密の甲板張り、その下の部屋には網・道具類を収容し、積荷のあるときには伝馬をこの上に置いた。

艫(ろ)の反りを大きくし、強風時に追い波が浸入するのを防ぎ、横風に対して船首が風上に向くようにする。船尾の外艫を改良して、推進抵抗の減少と舵の効きを良くした。

帆走性能が高く、乗員は従来の半分以下で済むため、幕藩中期以降の中心的位置を占め全国的に普及する。

北前船と呼ばれる船の大半は、この弁才船を指している。

1石=十斗／	1斗=10升	1升=64.55立方分／	1石=6.4827立方尺
船では1石=十立方尺米／		1石=40貫=150kg	

3. 船の装備・運行容積

船に、どのくらい穀物が積めるかを、「石」という単位で表す。

その式は、船底の航(洋船の竜骨に相当)の長さに船幅の平均と、深さの平均を掛けて容積つまり尺坪を出す。大工間尺(けんじゃく)である。

これを、石数に換算するため「6455.3」で割ればよい。しかし、実際は、航の長さを測ろうにも荷を積んでいては正確に分らない。

そこで江差等の湊では、舳車立(おもてしゃだつ)から艫(ろ)の飛蟬(とぶせみ)までの長さに、肩幅と深さを掛けた数を、2割減じて積石数を算出することで、松前藩の課税を小さく出来た。



輸送の際には、北前船に荷物を山積みし、実積石数を増やしたのである。そのため「ドングリ船」と呼ばれるような、喫水の深い形になった。

しかし、積石数の増加は速度を低下させるばかりか、船自体が危険に晒される。そのため上方船では、大工間尺と実積石数の差を小さくして、安全性を重視していた。

建材航(丁・コウラ・敷)には、樟・松・樺、程度を下げて柾・縦・杉等を用い、中央部と両側の耳航の三材で構成する。

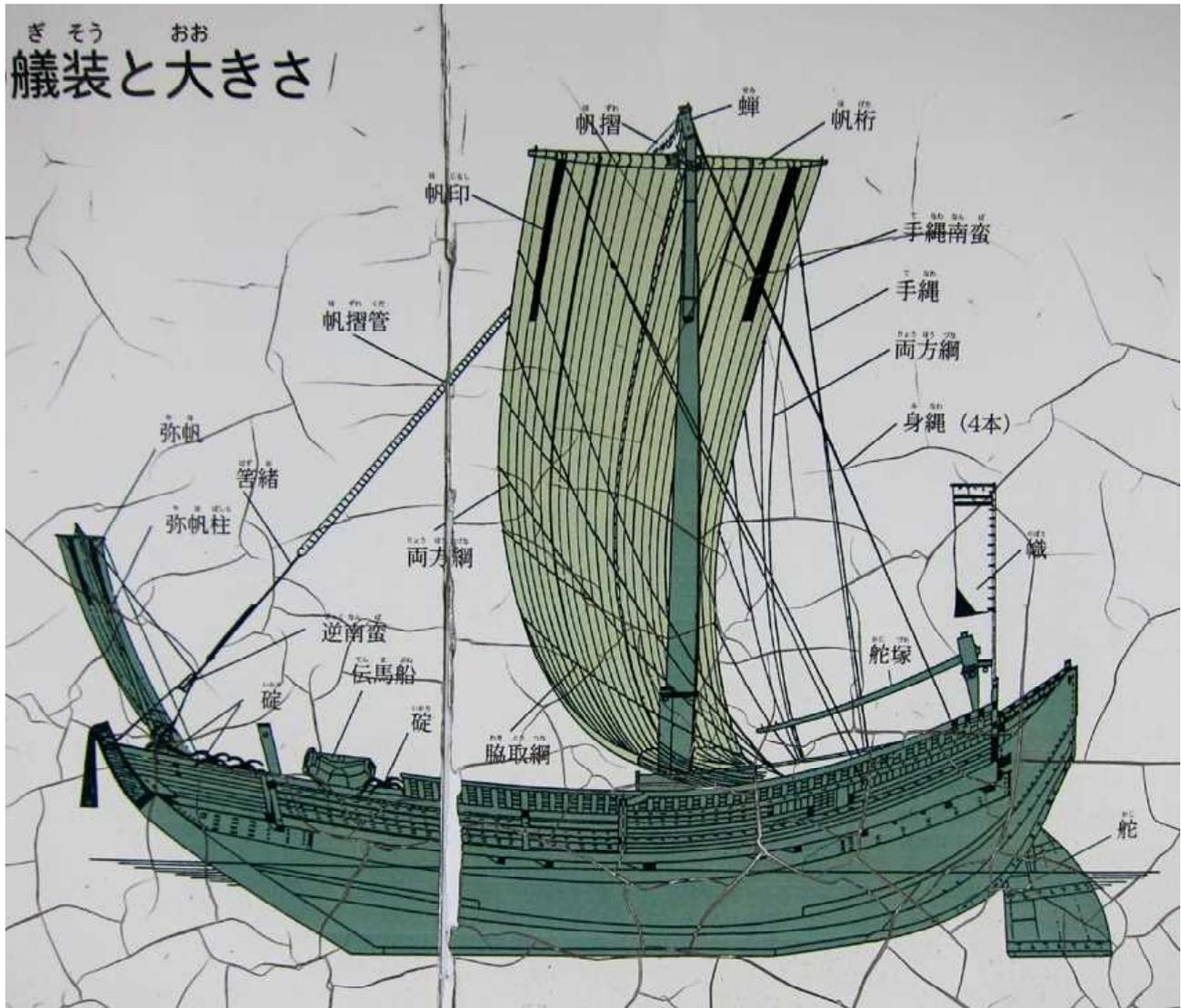
千石積船では、長さ45尺(13.6m)・幅5尺(1.5m)・厚さ1尺(30cm)もあった。根棚・中棚・上棚はその半分程度の厚さで、中・上棚は航より大きいため、多くの板をはぎ合わせた。

厚さは、根棚6寸(18.2cm)・中棚4寸(12cm)・上棚4寸5分(13.6cm)のものが千石積船で使われた。

船首の水押(みよし)は、木目の美しさから樟(くすのき)が用いられ、船尾の戸立には木口に釘を打ち込む関係上、樺(けやき)や樟が使われた。

楫(舵)を受ける床梁や帆柱を支える腰当梁には、樺、その他の梁には、松・杉が用いられた。帆柱を受ける筒には、榿や樺を用い、両舷の垣立は、檜等の角材を組み合わせた。楫(かじ)の軸木は檜(かし)、特に鹿児島産のものが最上とされ、帆柱には、檜や杉の巨材が良いとされるものの高価であるため、細い木を何本も束ねて、鉄の輪で所々を捲き代用した。

北前船各部名称



画像は、敦賀市街地の港地区に所在する「きらきらみなと館」の前に設置された、北前船に関する案内パネル(1999年に敦賀港開港100周年 記念として整備されたもの) から切り撮ったものである。

4. 建造費

本船の船体価格は、1830年(天保初年)まで、凡そ大工間尺10石当り7両が相場であった。したがって、「1000石船なら700両」、この他、装備にかかる費用が約300両といったところである。

天保末年「(1830年～1844年)」からは値上がりし、船体価格は10石当り15両ほどに跳ね上がった。なお、大工間尺ではないが、伏木では文政頃(1818年～1830年)に10石当り約10両、天保頃に16～17両ほどかかった。

船は整備しながら20～30年は持たせる。竣工して6～7年目に、釘を締め直すなど整備し、12年目に腐った所や釘・銼を交換し、古船または婆丸(うばまる)等と呼ばれる20年目が、耐用限界とされるが、修繕しながらあと、10年は使用した。

帆は、最初は箆帆や莫産帆を用いていたが、やがて「刺帆」といって、帆の材質には木綿を用いる。この布を二枚重ね太い木綿糸で横にさし、これを三巾まつり糸で縫いあわせると一反ができる。

帆一反の幅は初期に3尺(90.7cm)であったのが、だんだん狭くなり、最終的には60cmになる。

帆の両側を細い糸で纏り太い麻綱を付け、麻で作った輪を2cm前後の間隔に結び付けて複数の帆を連結した。「4反から6反」を一つに縄で結んで、これを裂けるのを防ぐため、間隔を取りながら合わせ、4つで一艘分とした。

これにより、追風時に帆裏にできる渦を少なくして、帆走の性能を高めた。1785年(天明5年)に播磨国高砂の船頭工楽松右衛門が、太い木綿糸を使って縦糸2筋・横糸2筋で厚い布地に織り上げた「松右衛門帆」を開発する。幅2尺3寸(六十七cm)～2尺5寸(七十五cm)を一反とした。これは縫い合わせの手間が省かれ丈夫であるため、価格は高いが好評で文化頃(1804年～1818年)に普及した。

「今、仮に25反帆の千石積船があるとして、帆の総幅は約57尺(十七m)・丈70尺(二十一m)程であるから、畳にすると220枚分に匹敵する。そのため帆柱は、太さ2.5尺(七十五cm)角・長さ90尺(二十七m)を必要とした。

「船主は〇〇さま、船頭は〇〇どん、三役は〇〇さ」と呼んだ。

帆柱は、航の長さの1.5五倍、全長の9割が基準である。

長さ75尺(23m)の千石船であれば、67.5尺(二十m)の柱が立つ。

帆が一枚であるから、帆柱も一本、これを長くして推進力を出そうとした。

材質は、杉・檜の角材を用い、船体中央からやや後方の真中に据え、取り外しが利く。強風時には帆を降ろし、それでも持たないようならば柱を切り倒した。

船印は、船の所有を示すため、さまざまな船印を表示する。

本船船首(水押(みおし))の左右に銅板で、船主の印を表示した。

これを暖簾印(のれんしるし)という。帆には大名家であれば家紋、一般的には左右に1反幅の黒い綿布を個性的に縫い付けた。

これを帆印(ほじるし)といい、廻船問屋では屋上に設置してある望楼から、これを遠目鏡で確認し、得意先の船であれば、湊入の準備に奔走することとなる。また、船尾に幟を立てて、船名や用事の趣旨を示した。

楫(かじ)は、湊が浅いと、楫が水底にぶつかってしまう。そのため船体に固定しないで、引上げられるようになっている。また横風を受け、帆走しているときに横流れしないよう、船の長さに比べて大きくしてある。

千石船であれば全長が23mとして、楫の長さは9.4m×2mにもなる。

碇(いかり)は、初期には、曲がった枝木の股に、石を括り付けた物であったが、やがて鉄製の4爪碇が開発され一般化する。それでも千石船で、碇一頭80~100がせいぜいであるため、7~8頭を装備して補った。

1810年(文化7年)に、伏木浦より大坂へ米410石を運んだ「徳兵衛の船」には、碇が7頭装備され、総重量323貫(約12.11t)であった。

また航海中強風に遭遇した際に、碇は「たらし」の状態にして吹き流されるのを防いだ。

入港して碇を降ろす際には、必ず浮票を付け、他の船に碇のある位置を知らせなければならなかった。

それは、碇の爪で船底を傷つけないようにするためである。碇の綱には加賀芋綱(おづな)が好んで用いられ、鉄線にも劣らないとの評価を得る。

他には、檣・鯨・長柄・市皮等の綱も使っていた。

伝馬(てんま)は、端(橋)船のことであり、陸地との連絡用に本船へ積み込んだ。

本船積石数の、「100の4」の大きさが標準である。千石船の伝馬は檣を4~8丁と帆走用に5~6反の帆を装備している。

本船に、荷が無ければ伝馬込上に横向きで、積荷があれば、「2の間甲板上」に載せ、船内の轆轤で捲いて上げ下ろした。1696年(元禄9年)伏木浦から廻米・大坂へ7230石を「放生津町7艘・六渡寺村4艘・高岡木町一艘・氷見町1艘」で運ぶ。

また、廻米を運んだ「内訳」として、北国船4艘で2852石／はがせ船2艘・870石／弁財船4艘・812石を江戸へ合計4330石(下関・大坂経由)運んだ。



5. 乗員

乗員とは、船の乗員を水主あるいは水手という。船頭は商家における大番頭に当り、「観音の位」とされる。航海中は船の航行全般に意を配り、売買のために湊に停泊すると荷物の受け渡しを確認し、売買が無ければ陸泊しなかった。

船主が兼ねると、直乗またはお手船、船主の一族であれば准直乗、雇われなら雇船頭(やとい)、または、沖船頭と呼ばれる。船頭を補佐する役を「船方三役」という。

知工(ちく)は、荷物の受け渡しを差配し、金銭の出納・保管を行う。表は船道具の取扱いや保管に当たるとともに、航海中は不眠不休で水主を差配して、船を運行する楫取である。

親父(親司・親仁)は、船内を取り締まり、かまどの差配をする。賃銀の決定は、船頭と三役が協議して、知工が支払った。表の指揮下で航海に当る水主を、若衆(わかいしゅう)という。

勤務中の睡眠・傾居は、厳禁、休憩中でも艫(ろ)で休んではならなかった。

碇と碇綱を担当する錯捌(いかりさばき)、舵夫である楫子、船首に立ち水路・湊の様子・海の深浅・暗礁・浅瀬・風波の変化を観察する日和見や山立、その他船内の荷役や雑務に当たる。表の補佐役を、片表(かたおもて)、親父の次席を隠居といい、若衆の指導に当たった。

また、11~20歳の見習水主を炊(かしき)と呼び、炊事や掃除、湊入でも船の留守番をした。

水主の契約は1年であり、異動が激しく、船主は自身の居住地や近くで信用できる者を選ぼうとする傾向にある。

また、水主になるには、船主の知人・肝煎・船宿・同郷の先輩等からの請状を必要とし、船中での規則遵守や給与等について、船頭に従うなどを宣誓した。

給与には、固定給と不定給があり、藩政後期には船頭が3両、三役が2両、若衆が1両、炊が2歩が相場であり、乗船前に渡される慣例であったため、船中で知工から借りる水主が多かったという。

年間4月から秋にかけて、2回の航海が普通であるが、「伏木」のように3航海の所もある。その場合は割増給が支払われた。

「不定給」に、「切出」という積荷の出目(差益)がある。船へ積荷を受け取る際はできるだけ多く、揚荷を渡す際は、できるだけ少なくすることで出目を稼ぎ、問屋を介して換金するのである。

「ごまかし」といわれればその通りであるが、荷主の方も予め一定量あるいは一定率を渡す契約をするのが常であるのだから、不正とはいえない。ただし、「伏木」ではこれが頻発し、荷主が大いに困惑する事態になった。そこで、1826年(文政9年)12月に、船問屋荷主と水主取締吟味人「蜂屋徳兵衛」は、「船中儀定書」を作り、切出率や量を詳細に定めた。

更に、1864年(元治元年)に、「射水郡浦方水主取締人」が算用場や郡奉行の達しで船頭・水主と協議



し、品目・距離・航海の回数・季節・月で率が異なるものとした。

しかし不正切出は存在し、 \times 粕に塩水を含ませて量目をごまかすことを「水をする」といった。これは松前等の鯨や \times 粕が乾燥して、量目が減るため仕方がない面もあるが、陸揚げ時に個数をごまかしたという。

また、米穀でも榊取と共謀で、多く見せる不正もあったという。船頭等が、自分の荷を積み入れ売却した利益を帆待(ほまち)という。船頭は自分荷を大切にしたいし、水主は切出のこともあるので、荷主の荷を大切にしたい。そのため水主は船頭の荷が増えるのを嫌い、船頭は水主の不正切出を抑制できる、という効果があったとされている。

6. 船役

船役とは、船を所有すると課税される。湊では潤役銀が船の大小に関わらず徴収される。水主1人～7人乗では1人宛銀6分(2. 25g)、8人乗以上であれば1人宛1匁(もんめ/3. 75g)の計算となる。船自体に課せられるのが「權役」である。

漁船(獵舟)では、水主一人宛5匁、長舟(平底の長大な舟)では、一艘につき權が3枚あると想定して一枚宛5匁、小舟は一艘に付年中活動するなら6匁・半年だけなら3匁、いきり舟(魚を捕るための小舟)は5匁であった。

そして、外海舟(渡海船)として活動していれば、水主一人に付7匁が課せられた。

2人～10人乗を、中外海舟・11人乗以上を、大外海舟に分けられ、漁船として使用の時には、棚を外すか、一旦退転(退役)させ改めて「獵舟出来」として届ける必要があった。

用途の変更は可能だが、その艀装(ぎそう)には厳しかったのである。船を新造したらその年は半役で、次年からは丸役(全額)負担になる。借船なら貸主から徴収する。船を売った場合、相手が他領なら、3月までは無役で、4月以降は丸役である。

領内なら納める必要はない。船を買った場合、他領の者からならその年は、半役で次年からは丸役、領内の者からであれば、その年から丸役になる。

では、船を10人乗で下り、帰りは20人乗にしたらどうなるか。その場合は増えた10人分も課税対象になる。航海中に破損した場合はどうか。その年の1番船なら無役(免税)だが、2番船なら半役・3番船では丸役、漁船なら破損が1・2ヶ月なら無役・3ヶ月なら半役・4ヶ月以降なら丸役であった。

弁才船では、少ない水主で操業が可能のため、1853年(嘉永6年)に、外海舟の課税基準を權に改め、課税表を作り直した。

また、新造した時に、新材で作ったら、その年を半役にし、古材であれば丸役にする。

他領に売ったら、基本的に丸役の扱いだだが、1・2月中に、「退転帳」を出していたなら、前年分を半役とする。外海舟を解船したら、3月までなら無役にするが、それ以降なら丸役にした。

このように、船が出来た時と退転した時には、届出を出さねばならない。その義務は村(町)役人にあり、毎年2月に積載量・乗員数・所有者その他を明記し、十村(町会所)へ届け出た。

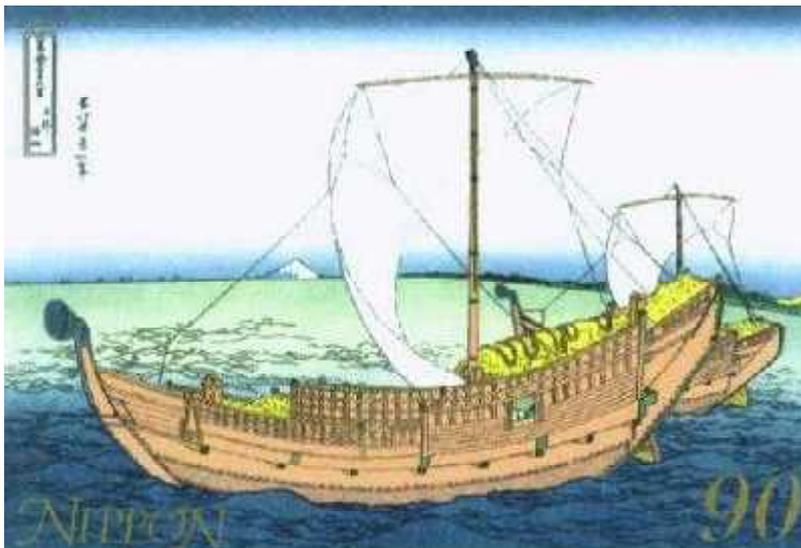
水主の増員も同様である。また売買や譲渡の際には証文を作成し、村役人の奥書を受け、売(買)券状とした。」

7. 許可書

「許可書」とは、船を使って商売する時には藩の許可が必要になる。

伏木湊を例にとると、毎年正月に村役人が「渡海船船往来御切手申請帳」に、船の石数・乗員数・船主を記し、10村の奥書と高岡町奉行への願書を添えて郡奉行所へ届け出た。

その際乗員には保証人を立てさせ、キリシタンでないこと、禁制の荷物は積まないこと、航海先の法に従い、鉱山仕事などをせず、いかなる自体に遭遇しようとも責任ある行動をとること等、を誓約させている。



高岡町奉行は、これを受領し、村肝煎を通じて船主に「渡海船御切手札(船鑑札)」、通称「船往来」(紙製のち木札)を交付し、「公認証」とした。

行き先々で、提示を求められるため、宛名は「諸国浦々御支配中」とし、檀那寺の証明書とともに船頭は、常にこれを二重の桐で出来た「往来箱」へ納め、網糸を撚り合わせた強い紐を結んだ網袋に入れて、難船時には肩に掛け泳いだ。

「切手場」(許可証)上荷船の水主(かこ)たちが、安治川の切手場からレース参加手形を受け取ることから始まります。黒衣着物の人はレース役員で 正装の黒い紋付を着ています。

小型の船は、切手を受けて沖で待つ、「菱垣廻船」にいち早く運ぼうと複数の櫓が取り付けられています。



「切手場」(許可証)

水主達には、焼印の木札である稼札(かさつ)が交付されるが、船に同乗して他領へ商売に出る時にも、証明書が必要である。これを便船切手といい、各地の奉行所を通じて、「所口町奉行所」が発行する。この切手を湊の船宿へ持参して乗船した。

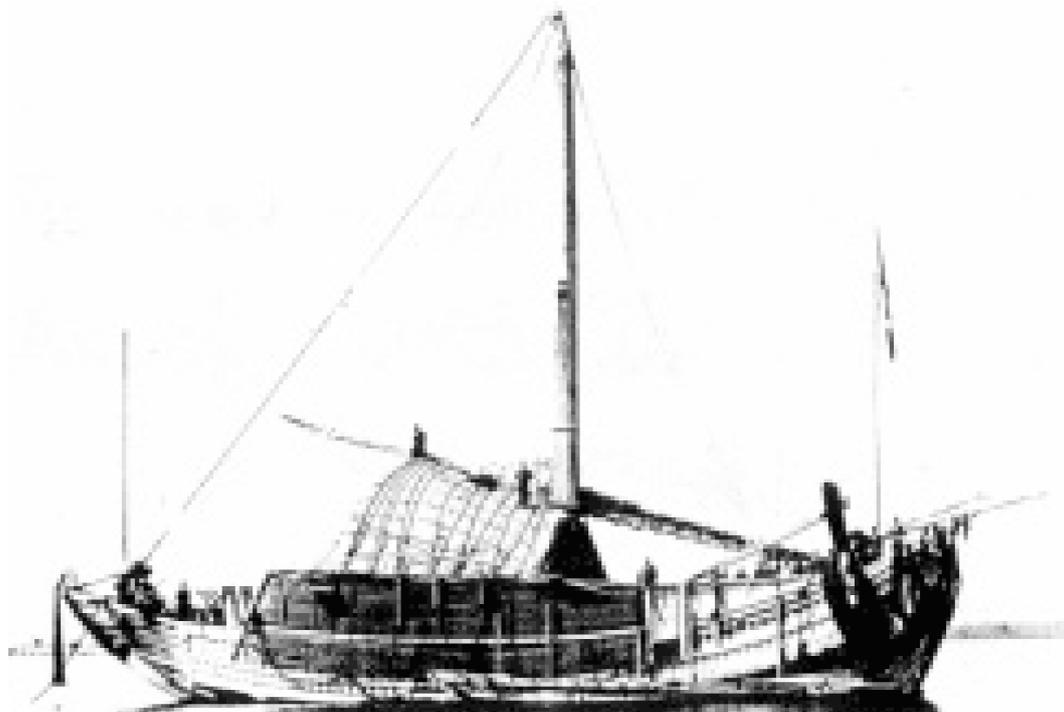
では、他領から帰郷する場合は、その地で切手を発行してもらっていけば問題ないが、無ければ水主の知人で身元がはっきりしていれば、特に津軽・佐渡・松前で頼まれれば、乗船させた。

また、1805年(文化2年)から藩の船以外には、焼印を押すことになり、新造船は算用場に届けて極印を受けた。藩では、この印を散役課税の観点から重要視し、同4年の達しでは他領者に売却または難船して売り払いたい時には、極印を削り取って、その屑を売券状に添えて退転の許可を得ること、沈没して極印の箇所を拾い上げたら、これを「切り取り浦手形」に添えて提出すること、破損して修理不可能なら、極印を削り取って、退転の許可を得ることとされた。

では、印をどこに押したかであるが、同11年に「地舟才許」となった金沢の「宮腰屋久右衛門」は、領国中の権数を調査した際に、渡海船へ極印を押している。

その場所は、頭・帆桁・帆柱・櫓であり、「御扶持人十村」が担当し、年に1回後には、春と秋に申請のあった船に押した。1853年(嘉永6年)には極印逃れの船を発見した者に、没収船を入札した半額を与える旨を達している。

また、日本海航路の成立は、平安初期の延喜式で亘里(伏木)から敦賀まで、海・塩津まで、陸・大津まで船とし、京までは、陸路と定めた。室町中頃の「貞応の回船式目」中にある「七湊」には岩瀬がある。



明治中期のバイ船(福井県河野・磯前神社蔵)。掲載した『海事史研究』第9号の解説者石井謙治氏によれば、福井県の有名な北前船船主右近権左衛門の持ち船八幡丸だという。船の横腹に伝馬船が寄り添っている。1,500石積か2,000石積の大船で、帆柱や帆桁の巨大さが水夫と比較してよく分かる。(※)写真は、井本三夫『北前の記憶』桂書房 1998年より引用。

8. 航海船の取縮

航海船の取縮とは、藩政後期に入ると大坂廻米に当って、水主の給銀の値上げ、他領への転業による水主不足が問題になってくる。

そこで、1842年(天保13年)11月に、水主取縮人を浦々へ置き、沖船頭や水主の確保に努めた。

翌年射水郡で、伏木村の「蜂屋徳兵衛」が任命されると、船稼ぎの調査を厳格に行うことを達し、他国稼ぎは2月に領国船で雇用が無い時に限り、認めるので届け出ること、水主はすぐ給銀の高い船へ移らず一年間は勤務すること、病気で水主不足になれば、「取縮人」が世話をするので船主は申請するように、他領から雇用する時は、身元確認の上、住所と名を郡奉行所へ報告すること、水主の不正や欠米があれば弁償し、船稼ぎを停止する事態になったら郡奉行所へ報告すること等とした。

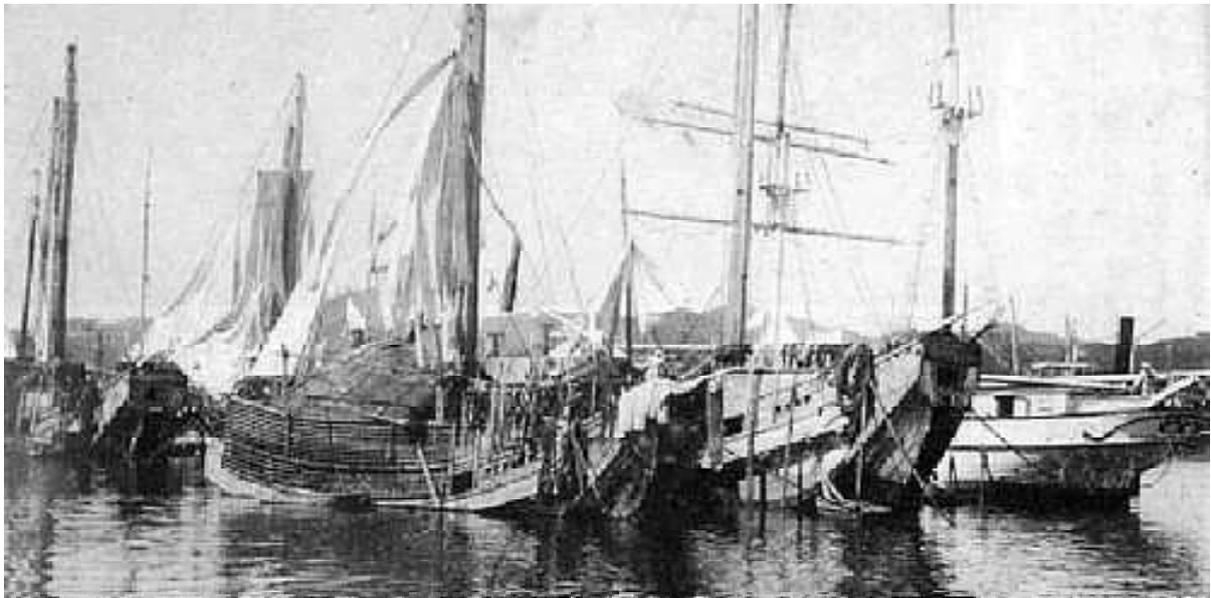
取縮の経費負担は、水主から受け取らず、水主一人につき小船に200文・大船に400文を船主から受け取った。

1848年(嘉永元年)に改められ、大小船の別なく水主一人400文宛、船主直雇なら100文宛を徴収する。事前に申請している数以上の水主を、潜り込ませようとする船主がいるかもしれない。

そのため「年縮人」は、時々湊へ出て人数を調べる。

怪しいと判断したら、出帆を差し止め、水主の稼札と船往來に記されている乗員数を照合し、札が無ければ乗り込ませないようにするが、実際のところ出帆前の多忙を極めていいる中では難しかった。

そこで、1856年(安政3年)に、取縮人の徳兵衛(孫の代)と放生津の「鷲塚屋甚兵衛」は、積石数と帆数で水主の数を決めるのだから、船の新造と退転とともに、それらを渡海船根帳に記して、2月～9月の出帆期間に取縮人がこれをもとに船を調べて、水主が増えていたら台帳に付け札をしたらどうか、と十村へ提案している。



バイ船（明治中頃、伏木港での撮影か）。武部保人氏所蔵

9. 航海の方法

北前船では、海岸沿いを進む「地廻り」が主流であり、風景や山などを目標に航海していた。

また、次の寄港地へ向けて天候・風の強弱や航海可能時間を勘案するため、日和見の役割は重要であった。天候に左右され、能登の福浦等には、油燈の常夜灯があったとはいえ、昼間の航海が常である。

故に日和を待っている「風待ち湊」が繁栄したのである。藩政中期からは商品の流通量が増え、航海の迅速化が至上命題となる。そのため沖廻り・夜間航海・横風や逆風の中での帆走を強いられ、磁石や海路図を使用するようになる。

復元北前船 みちのく丸

船磁石は、十二支を目盛りで刻み、指す方向が船の進行方向である逆針と、陸地や山の方角を見る正針がある。逆針(逆めぐり磁石・闇針・ウラ針・船磁石)は長崎や大坂で製造し、子(北)を船首に向けて据えて使う。

船が揺れると針が廻るので使いにくかった。正針(本針)は方位を時針の動きと同じ方向に配置し、山・島・岬・断崖・大樹・灯台等の位置を把握した。また海路図を経験に基づき作成し、里程・港湾施設・航路状態を示すものであった。

「坂部廣胖」(本多利明門下)は、1813年(文政13年)『算法海路安心録』、1836年(天保七年)には、石黒信由の修正『算法渡海標的』が発刊されている。



大阪の天保山公園の壁画より、本朝名所「大阪天保山」(初代 歌川広重 画)



10. 航海の利益

「一航千両」といわれるように、天保頃には千石船で航海を一度したら、船主には千両の利益が出ると考えられていた。実際に千石船の建造費は千両ほどであるから、三年目くらいで利益を生む。ただし船中での食糧費や給銀・修繕費・宿泊代等は、船主の負担であった。

したがって純利益は五百～八百両であろうか。もちろんあくまでも難船しなかったらである。

11. 海難事故

海が荒れ、船の進行方向が分からなくなったら、船頭以下甲板で瞑目して神仏に拝み、進む方向を数珠の紙珠で作られた鬮を引いて決める。

しかしそれでも危なくなったら、積荷の一部を捨て帆柱を切り捨て、更に髻を切って祈った。

実際の難船例をあげると、1688年(元禄7年)4月高岡木町の「熊木屋孫兵衛」所持船19人乗が加賀黒崎浦で難船し3人が溺死する。

この頃大坂で越冬した放生津船4艘が帰郷中「越前沖」で難船した。

1706年(宝永3年)1月6日に、放生津の50石積・3人乗船が「能登の宇出津」に、米を買付けに行くが、吉原沖に流され難船する。水主達は板につかまり木根村へ漂着し救助された。

船頭の放生津新町「長五郎」は破船や流出諸道具の「所有権放棄」を村役人に口上書で提出し帰郷する。

享保13年5月に、古府村「千右衛門」の船が「伏木沖鬼が瀬」で破損し、積んでいた高岡へ運ぶ予定の「能登塩140俵中」100俵を損じた。

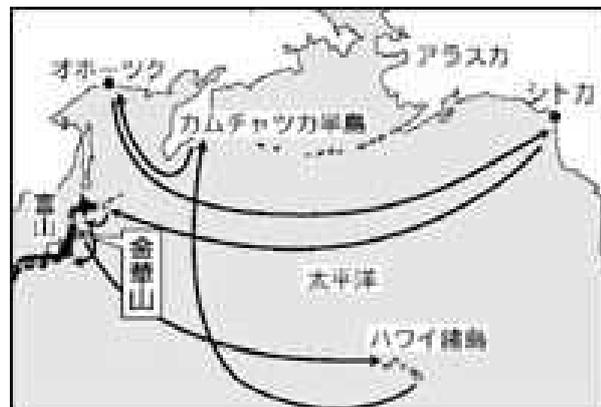
安永4年2月11日に、東岩瀬「理兵衛」所持船が干鰯470俵を積み、荒俣沖合いで南からの大風により北へ流される。12日に泊沖で北風に遭い、船を鏑洲沖まで進めるが、高波で「吉原浦」へ打ち上げ破船、浦では積荷の内「船道具と210俵」を拾い上げ返却した。

「塩屋茂兵衛」所持船は、1814年(文化11年)6月18日、4人乗船が松前沖、7月13日6人乗船が津軽沖、11月20日越前三国沖で難船する。

米田屋次郎吉 (1812年生)
新川郡東岩瀬浦方



次郎吉の経路



富山西岩瀬を母港とする、密田家(能登屋)の船(薩摩と清国との昆布密貿易にも関与)の「長者丸」は、1838年(天保9年)11月23日に、仙台「唐丹湊」を出帆したところ遭難し、「アメリカ船」に救助され、砂糖漬けの船内食や捕鯨を体験しながら、ハワイ(独立王国)で製糖業に従事、その後にロシア領のオホーツクやカムチャツカ、アラスカ(当時はロシア領)で歓迎されながら、多くの体験(湯を用いた室内暖房や舞踏会、気球にも乗る)をしつつ、1845年(天保14年)5月23日に、択捉島へ上陸して帰国する。

乗員には、「放生津や東岩瀬」等の加賀藩領民が多く(途中病没する者も出る)、江戸での調べが一通り済んだ後に、「加賀藩」でも聞き取り調査をする。

アラスカの「シトカでロシア・アメリカ商会」支配人から、帰国したら「領主」へ渡してほしいと預かった「柱時計」を、1848年(嘉永元年)11月23日に献上し、翌2年2月16日から「遠藤高璟」を中心に、12人(高璟の子息2人と家来1人を含む)で編成された係りが、「記録作成」に当たった。「前田齊泰」(加賀藩の第12代藩主)も強い関心を示し、3月17日には4人を「二ノ丸御三の間」で障子を隔て聴聞した。

改作奉行・「木村権三郎」や「黒川元良・黒川良安」が応答し、握飯や酒が出されて、長時間談じた。二人が異国の装束で、「ロシアの挨拶」をして見せたという。

5月26日には、「前田慶寧」(後の加賀藩の第13代(最後の)藩主)が「金谷御殿の御稽古所先」で聴聞し、御菓子や賄(まいない)が出されている。

薩摩藩の清国との、昆布交易は密貿易でした。

幕府に知られては、ならないものだったのです。それで、昆布を薩摩まで運ぶのに、西廻り航路をとらずに、「太平洋側を航海する」という危険もおかしました。

当然、遭難する船もありました。「能登屋」の持船の北前船「長者丸」(650石積み、21反帆)は、天保9年(1838年)4月西岩瀬港を出帆し、9月中旬、松前箱館で薩摩藩向「昆布を5~6百石」積込み、10月上旬出港しました。

南部田之浜(青森県南部)で舳テンマを修理し、11月上旬に、仙台唐丹湊トウニナト(釜石)に着きます。

そして、11月23日に、同港を出帆するものの、朝4時頃「大西風」に吹き流されて遭難してしまいました。

5カ月間、太平洋上を漂流した。乗組員10名のうち、「五三郎、金六、善右衛門」が死に、翌年4月、米国捕鯨船ジェームス・ローバ号に救助されるまで昆布を食べて飢えをしのぎました。

彼等は3隻の船に分乗し、サンドイッチ諸島(ハワイ)に上陸、「次郎吉」等3人はハワイ島ヒロに上陸。中国の広東出身者の家や、ホノルルの牧師の家などで世話になったり、ある時は砂糖きび畑で過酷な労働に従事したりした。

また当時のハワイ国王「カメハメハ3世」とも謁見もしている。

10人の乗組員のうち、米田屋次郎吉(追廻=雑用係)、鍛冶屋太三郎など6人がハワイで生活し、その間、「次郎吉」は、その土地の「地形、動植物、人々の暮らし方、建造物、防衛体制」のほか、見聞した「印刷工場、砂糖きび工場、製塩所、屠殺場」までも細かに、記録し図解している。

そこから、「カムチャッカ・オホーツク・アラスカのシトカ」へと送られました。1843年(天保14年)ロシア船によって択捉島に無事帰還することができた。

日本へ送還する船が決まり、「シトカ」のロシアアメリカ商会の支配人「アードフ・カーロウィチ」の家で奥さんの接待でお別れパーティが行われ、餞別に大きな「柱時計」を貰う。この時計は帰国後、富山藩の親藩である、前田藩の殿様「前田齊泰公」に贈呈された。

この時の次郎吉ら4人の体験談は、『時規(とけい)物語』『蕃談(ばんだん)』などの書物にまとめられたが、外国語を多数覚え、記憶も確かだった、「次郎吉」の情報量は際立っていたという。

「次郎吉」は、教育を殆ど受けていなかったが、好奇心旺盛で記憶力抜群、外国語の習得も早く、しかも見たものを、正確に描き、図解までもする類稀な才能の持ち主だった。

その上、大の力持ちだった。『蕃談』は幕府の学者(古賀謹一郎)によって書かれてものであるが、好意的に外国事情を述べているため、「鎖国下の日本」では、一般に知られることを恐れて公開されなかった。

もちろん、匿名で書かれた。「井伏鱒二」の小説に、『漂民宇三郎』があるが、かなりの部分を『蕃談』(ばんだん)に拠っていて「次郎吉」も登場するが、一人だけ帰国せずハワイに残った宇三郎の聞き書きという形で描かれていて、この宇三郎は架空の人物である。「吉田精一」は、かつて『ジョン万次郎』が万次郎中心の物語であったのに対して『宇三郎』が乗組員全員の運命を扱う物語であるとした。

1844年(天保13年)2月23日、長徳寺村直船「頭次郎兵衛」の船が、風のため「松ヶ下浦」(鹿児島県南九州市)へ避難するが高波で難船し、積米540俵中439俵が濡米となる。

弘化3年7月7日に、三ヶ新村直船頭「湊屋喜太郎」の渡海船430石積・8人乗が兵庫浦で本庄への下り荷として、古手類・綿・傘等を積むが兵庫浦西二町浜で破船し、上陸した水主が、兵庫鍛冶町船宿「北風荘右衛門」へ知らせ、浦方役人が人足と出張し、「昼夜沈荷」を引き上げる。「喜太郎」は、残った荷や船屑を売って、兵庫を発ち、「船を20両3分」で売却した、「売買券状」だけ持って帰郷した。

1850年(嘉永3年)9月3日に、堀岡屋「半左衛門」の「20反帆500石船積9人乗船」が山陰沖で難船、沖船頭「久次郎」は船往来を首に掛け水主とも、「伯耆国下神村」の海岸へ漂着する。

沈荷を1月搜索し、積米1000俵中、濡米232俵と船屑等を取り上げた。

同年、「六渡寺村」直船頭「次郎船」600石積が、鹿児島行き売薬を積んで航海中流され、青ヶ島(現宮崎県)に漂着し、八丈島へ送られた。

同8年8月に、三ヶ新村湊屋「喜左衛門」の所持550石積船・九人乗が10日に松前を出帆後津軽沖で難船し、11日夕刻に漂流中の所を発見救助された。

1855年(安政2年)、三ヶ新村湊屋「与吉郎」所持の380石積船が松前で練等を積み入れ、8月24日に出帆するが、28日に大風に遭い行方不明になっている。

同6年7月26日に、三ヶ新村「与助」所持の松前で、昆布を積んだ9人乗船が、「下場所浦川」で滞船中大風雨により破船、役人・人足により救助され書類を受けて、8月28日に箱館に着く。

手続きのため残った、船頭の「与四郎」と水主「五郎右衛門」以外は、他の船で帰郷し、両者は「往来切手と浦手形」を受け取り、9月16日に、「吉岡浦」で、「六渡寺村」喜左衛門所持船に同乗して帰るつもりが、またしても大時化で難船し行方不明になる。

同七年に、三ヶ新村湊屋「喜左衛門」所持船が、3月20日に、「吉久蔵」より「米430石」を積み兵庫へ向けて出帆するが、29日に大風に遭い沖合いを漂流、閏3月1日に「黒嶋村」磯近くで髪を切り、所持道具や米を捨てて、「船往来と小旗」を入れた「懸硯箱」を持って上陸する。

1865年(慶応元年)6月4日に、六渡寺「平次郎船」が佐渡沖で流され、シベリアの沿海州へ漂着する。その後アメリカ船で長崎へ送られた。

同4年には「桶屋」の6人乗天神丸が難船している。

また、1797年(寛政9年)には、伏木「浦次郎八」の長舟が、水橋川へ廻航中に、高波で沖へ流され、幸い水主は救助されたが、舟が行方不明になるという事故も起きている。

加賀藩の「難船予防令」(1671年/寛文11年)には、7年以上の古船を雇わない。新造船の材料等に欠陥が無いかわかる。規模も上方船は6~7百石以下・地船は千石以下に抑える。

「綱・碇・帆柱・梶」等の諸道具を厳選する。船頭・水主は経験者を雇うこと。

1672年(寛文12年)には、舟改役人に、天罰起請文を提出させる。

1732年(享保17年)には、出船奉行は、船が折れた帆柱等を巻金する等、再利用していないか、新規の船でも古船や破損船を再利用していないか調べる。

1804年文化元年 帆桁等に巻金してあれば、道具附帳に記し、出船所では帆桁にも極印を打つこと。

北前船回船問屋「森家」に展示してあった「北前船」の掛け軸より(富山市岩瀬)



12. 救助・浦手形

1666年(寛文6年)、に幕府は高札を出し、難船の際近くの住民は助け船を出して救助し、船が破損した時には、船主からの要請で浦々が荷物を回収する。

その褒賞として浮荷は20分の1・沈荷は10分の1・川舟の浮荷は、30分の1・沈荷は20分の1を回収者へ与えるものとした(分一の法)。

難破船が漂着した時には、近くの湊で役人が立ち会って調査し、荷の書類・証文を示す。

その際に、船頭以下水主が、盗難していたら死罪、もし浦がこれに荷担していたら、一軒当り鳥目10疋(ひき／一疋=銭十文)を過料として集める。また、訴人した者には、褒賞を与えるものとした。加賀藩も、同10年に幕府の規定遵守を達している。

こういった分一は、荷物のみに適用され現物払いであったが、1667年(寛政7年)の幕令で「市場価格」を基準とする金銭払いになった。藩用の登米船が難破した場合は、その地の役人が検査し浦手形を出す。米が一部でも無事であれば船を借りて運び、船も破損であれば修理し、船道具は代わりを揃えた。

船が衝突した場合は、近くの湊で両船を調べ、浦手形を発行した。浦手形(浦証文・浦状・浦切手)とは、海損が不可抗力で起こったことを立証する証明書である。

荷打(捨荷)や破船が、やむを得ない事由によると認め、船頭はその結果に対し責任を免れるのである。

手形の発行に必須の書類は、船頭上乘連判口上書・積荷状の写、そして海難現地の浦役人から船頭本貫地役人へ宛て海難を証明する手形であり、これらの他に、「水主口上書や船頭上乘御米算用目録」が必要な場合もあった。

船頭が船宿の署名をもらい、浦役人へ申請すると、役人は現場へ出張し、船頭・水主から事情を聴取する。その内容は、船の「所属地・船名・船頭名と住所・出帆と海難の日時・海難の状況と経緯・荷打(捨荷)破船の程度・溺死人の有無」等であり、吟味で疑わしいところが無ければ「浦手形」が交付された。

13. 海損

本来荷主は荷の、船主は船の損害を別々に負担する(「荷損船損」)のであるが、北前船の場合は両者が同一であることが多く、したがって損害規模は計り知れない。

現に「塩屋」や「桶屋」は家運を下げている。船火事による積荷焼失の場合も、船主は明らかな過失が認められない限り「損害賠償責任」は無い。商船の場合には損害を補填するため、振合力と振分散という勘定を、理解する必要がある。

前者は、打荷をした場合である。捨荷と船の損害及び跡始末に係った費用を、残った積荷と船の売却により補填する方法であり、荷は時価・船は減価償却残額で計算した。

後者は、沈没の場合である。引上げた荷を入札で売却し、これに運賃を合計した額から跡始末費用を控除し、残った分を荷主と船主で分割した。

船の衝突事故を回避するため、船首・船尾に見張りの水主を配置し、操縦しやすい船が他の船を避けるという原則であった。

風上船は、風下船より操縦しやすいのだから、回避義務がある。風上船が追風で風下船が向風でも同様である。もし衝突したら、風下船から水主が風上船に移ると、風下船は完全に責任を免れる。それは注意義務を怠らなかつたことを意味したからである。

風上船が、操縦を誤り風下船に衝突したら、船を被害船と交換せねばならなかつた。もし両方の船が真正面向き合ったら、お互いが回避方向を相手に知らせるため、声を掛け合った。

これを「楫を乞う」といい、水流に乗って下る船は、逆行する船が行き交う時に楫を乞うた。互いに横切る時にも楫を乞い、原則として艫の方へ避けた。碇泊船に対しては走行中の船に注意義務がある。

碇泊船は碇(いかり)の位置を示す標索を付け、走行船は碇を避けるため風下を通った。風上船が大風等で、綱が切れて押し流され風下船に衝突した場合、風上船に賠償責任があるのは当然であるものの、後着船は先着船に衝突しないよう、碇泊する注意義務があり、後着船が風上船となり、押し流され先着船に衝突したら、賠償責任を負うが、両船とも損傷したら責任を免れる。

大風の時に、湊に船が込み合い、それらが衝突しても、不可抗力と見なされるからである。

ただし、碇綱を交差させると、後着船の碇は上になり、先着船が下になるため抜くのに不便なばかりか、風・潮の変化で船が動くとの衝突の危険がある。

したがって、上碇船は下碇船に接触しないように、碇綱の長さを考慮する義務があり、衝突した時に責任を負う。

それでも事故が発生したら、喧嘩口論になることは常であった。その時に、乗り出すのが船宿であり、被害が軽ければ仲裁し解決の労をとった。しかし、積荷や船に損害が発生したら解決は容易に進まない。

その時には、問屋仲間に一任し、調査の上で弁償方法を決め、口頭で謝罪、見舞金を出させ和解に及ぶ。もし当事者がこの裁定に従わなければ、これ以降問屋との取引から除外される、という強制力の伴うものであった。

14. 船の建造

船を建造するために、材料や諸道具を領内外で求める。杉は「越後・能登・岩瀬・氷見」等、「槻」(つき/けやき)等は地元、楫材の檜は、「上田村」、そば木や滑車材は、「兵庫」、櫓・轆轤は「下関」、櫂(かい)は「松前・江差」、策(ざる)は、「佐渡」、銅版や釘は、「大坂」といった所が有名であった。

作業をする場所を「船小屋」といい、作業の初めに筒建てをする。これは作業関係者へ酒肴を馳走する

式で、餅をついて鏡餅を供えた。この後作業に入り、船の板を曲げるため3~4日かけ焼だめを行う。「やどみそ」という米糠に塩を混ぜて練ったものを付け、火で焼いて曲げた。主要な部分が出来上がると、台下しをして水面に下ろす。

その時にも酒肴があり、餅をついて鏡餅を供え、赤飯を炊き、絵馬を奉納した。この後、内装作業に入り、放生津の「飾屋勇蔵」等の職人が赤・金・銅細工を施し、柱を立て、苧(からむし)で綱を作った。

出航の前には、帆柱起しを大安吉日に執り行う。船主・船頭等水主とその家族・親類が集まり、冬に捲いた箆を外して帆柱に綱をつけ全員で立てる。鉦・太鼓・木遣があり賑わいだ。

弁財船(北前型弁財船)



八幡丸(福井県河野村・右近家・1357石)の船模型。

『図説福井県史 近世』より

17世紀末(元禄期)に瀬戸内海で登場。18世紀はじめに北前船交易の主流となる。

航という厚い船底材の上に厚い外板をつけ、内側には多くの船梁を入れる。船首の反りが強い。

19世紀後半(天保期)、蝦夷地の出港税を軽減するため船首・船尾のそりを強くし、肩幅や深さを小さくしてずんぐりした北前型弁才船となる。

明治になると政府は、海難が多いとして、明治18(1885)年、500石以上の和船建造を禁止とする。

伏木湊では「帆柱起し唄」として、伊勢神宮遷宮式の木遣が唄われている。これらと並行して船頭は積荷を集め、知工は必要物資を買い集めた。

出帆は、晴れの吉日を選び、家族・親類一同が浜で見送る。船が湊入りすると、船頭は船宿、水主達は小宿に泊まる。船宿では荷物の売買を仲介し、碇や綱を供給した。船頭・知工は問屋と交渉して、積荷の売買や集荷に当る。

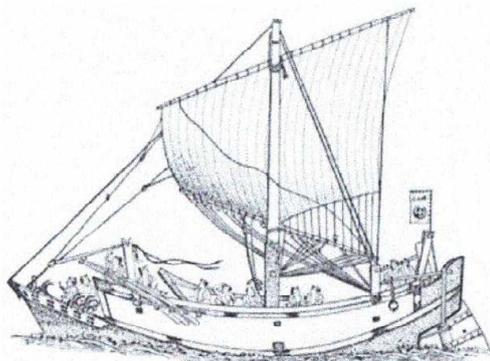
水主達は一泊の後船に泊り込んで出船の準備をする。航海を無事終えて母港に帰着すると、町全体が浮き立った。清掃、買い物、風呂の準備、水主の妻が挨拶回りし、あちらこちらから祝儀もあるし、宴の用意もなされた。

澗改の後に荷物を降ろし、上陸すると船内で作った牡丹餅を子供達に配った。まず真っ先に行く所は自宅ではなく、神社である。これを「裸参り」といった。

1744年～1748年(延享頃)の記録に、射水郡の船大工、「放生津」に24人、「六渡寺」に9軒、「藩末」に13軒の記述がある。

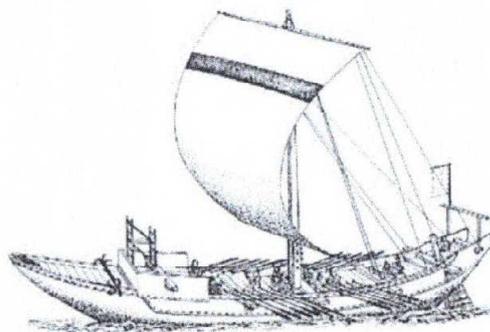
北国船とハガセ船

ハガセ船



- ・800石くらいの中型船。
- ・船首が鋭く反る。船底は浅く、帆は短いむしろ帆。帆と櫂を併用。
- ・越前や若狭で多用された。
- ・漕ぎ手が弁才船の倍必要のため18世紀中頃に使用されなくなる。

北国船



- ・帆と櫂の両方を用いる千石船級の大船。船首は丸い。
- ・漕ぎ手が20人近く必要。
- ・漕ぎ手の経費がかさみ18世紀末にはほとんど使用されなくなる。

『日本海の商船 北前船とそのふる里』(牧野隆信、1985年)より

15. 信仰

航海には危険がつきものである。それゆえ、水主達は神仏に安全を祈願する。1月11日に起舟(きしゅう)祭を執り行い、船主の家に沖船頭や水主が集まり、航海の安全と商売繁盛を祈願した。

また、郷里や航海で訪れた先の神社で、鳥居や燈籠を寄進し、船絵馬を奉納した。

射水郡では、「放生津」に神社や寺院が多く、「伏木神社、古府八幡宮鳥居、高岡関野神社鳥居・燈籠、放生津八幡宮の昆布絵馬、六渡寺日枝神社の船絵馬と周囲の玉垣」等に見られ、岩瀬方面では萩浦の「諏訪神社、四方・西岩瀬諏訪社の石燈籠」等に見られる。

また金毘羅大権現への信仰が、水主の間に広まり、樽を流す「金毘羅樽」が行われた。

難船時に元結を切って祈るのは、仏門に入り「俗念を去る所」から来ている、実際的にはこれをしていないと、危機的状況に無いにも拘らず、「荷を捨てた」と見なされ、責任が追及されるのであった。

船を新造した時には、船霊(船魂・船玉)を祀る。船首の水押に、棕櫚縄(しゅろなわ)を束ねて下げ、船霊様(ふねだばん)を祀っている印とした。儀式は密かに、船大工の棟梁が単独で執り行い、賽2つを帆柱の柱受けである筒の下部に納め、弁天人形と一文銭12枚(船の賽銭)を祭壇に供える。

左側に紙雛一対と女の髪、右側に銭12文・五穀・賽(さいころ)2個を封じ込む、地域もあったようである。

賽の目は、「上を1・下を6・前は3・後ろを4・右を2・左を5」に合わせ、「天1・地6・表3合せ・艫4合せ・船2を5と積む夷(えびす)」と唱える。意味は「天1・地6で船を落ち着け、表見(三)合わせ航行するととも(艫)に、幸せ(四合)で船荷(二)をごうごう(五五・沢山の意)と積む、恵比寿様の入来」となる。

なお「天1・地6・表3合せ・艫4合せ・面楫二揃い・取楫五揃」と唱えた地域もあったようである。

(1) 金毘羅信仰

ガンジス川の鰐(わに)が神格化した「クンピーラ」が海難の守護神として、塩飽諸島の船乗りが信仰したところから、廻船を通じて全国に広まったとの説がある。

(2) 白山信仰

海運の目印として、信仰の対象になったという説がある。(『海の総合商社北前船』318頁)

16. 船問屋構造

船宿や船問屋には、得意先の船が入港するのを確かめる望楼があり、二階には障子・襖を取り払うと、200畳にはなる部屋を確保している。ここに宿泊も出来、更には倉庫に置けない秘密の荷物も置いたのだそうだ。

また、庭の片隅に、茶室と賓客用の離れが2棟備え、藩末に伏木の「能登屋」で長滞在し、「藤井能三」を感化した、水戸の「青山勇」など、重要な人物が逗留したと思われる。

船宿と船問屋の違いであるが、一応前者は廻船等を主体に扱い、後者は商取引を主体とする事になっているが、区別をする実質的な意味は少ない。

例えば、「伏木湊」では船宿と船問屋は同じである。水主達は小宿で宿泊した。船宿は船が出たり、着いたりした際に手続きし、寄航中の船へ物資を補給し、水主を世話して宿泊させ、寄港先との連絡や積荷売捌きを斡旋し、海難時の法的手続きと濡米の保管・処分の手続きを代行した。

「伏木湊」を例にあげると、1750年(寛延2年)に、8軒の問屋が成立し、1808年(文化5年)「鈴木屋」が廃業したため、7軒になったが「佐ヶ野屋の廃業」と「能登屋の加入」があり、「洪屋」と「氷見屋」が廃業するが、「西海屋・網屋・太田屋と鶴屋・能登屋」で各2株ずつ保有し、七軒問屋と称した。

一方、小宿は水主の休憩所が拡大したもので9軒あり、問屋同様に荷物を売捌きたいと願い出て両者は対立していた。

東岩瀬では、5軒の問屋があり、1860年(安政6年)には20軒にまで数を増やす。東水橋では2軒の問屋があり、安政6年には「船手商売」が西水橋で8戸・東水橋40戸営まれていた。

17. 船主(海商)の成立

北前船では、船頭が船主に成長する例が多い。例えば、「放生津」の「汐海家や宮林家」、「東岩瀬」の「宮城家や梶家」(長者丸で漂流した太三郎の息子)等がそうである。

また、「放生津」の「南島家」、東岩瀬の「米田家や畠山家、佐藤家」等は肥料を商っていた。これらは、藩が米を「大坂や江戸へ」運ぶうちに、村における貨幣経済が発展し、積極的な海運政策と産物方設置にみられる殖産興業が行われ、幕府も蝦夷を国防の観点から直轄化において経営したことの成果である。

1789年～1801年(寛政末頃)より活発化した北前船の活動は海商を成長させ、それがやがて明治以降の地域経済を発展させていく事になるのであった。

18. 渡海船の数

1803年(享和3年)には、放生津200石積以上9艘あり、1817年(文化14年)になると、「放生津の渡海船」52艘／沖通船20艘／「放生津新の渡海船」32艘／沖通船4艘／「三日曾根の渡海船」52枚／「長徳寺村の渡海船」11枚／「荒屋村の渡海船」26枚／「堀岡村の渡海船」7枚／「新明神村の渡海船」3枚／「海老江村の沖通船」6艘があった。

1817年(天保8年)には、放生津新53艘となり、1823年(天保14年)には、5人乗以上(280石積以上)13艘になり100～280石積23艘になり、それ以下の小船多数あった。

19. 湊の整備と発展

放生津とその周辺放生津町は、鍛冶川・下条川や牛ヶ首用水・六ヶ用水等を通じて各村と結ばれ、その水運は山間まで延び、射水郡全体を覆うものであった。

農民は村ごとに船着場を設置して、放生津町から肥料を運び、堀岡村から海老江新村にかけ、また富山藩領練合村には船主が生まれた。

「鍛冶川と下条川」に沿った村々では、船着場に仲買人が活動し、やがてこれらは放生津舟方から自立する事になる。

1649年(慶安2年)に浦の南側に放生津新町が出来ると、「三日曾根・四日曾根」に影響し、「長徳寺・六渡寺」に連続した。

放生津の船主は、1668年(寛文7年)に、310石以上を積む、「渡海船7隻」(650～700石積3艘／300～500石積4艘／、水主74人)を保有し、加賀・能登・越中で120艘である内の、6番目とし、越中国では最多である(六渡寺は三艘)。

船の權に、課せられた「外海船權役」も越中最多で、1656年(明暦2年)には、銀1貫746六匁をおさめている。

「川西七浦」を形成する。川西とは神通川の西の意、七浦とは海老江・高岡木町・六渡寺・伏木・氷見・灘浦・放生津である。「放生津」には人口が集中し、1690年(元禄3年)945軒・1779年(安永7年)1310軒／1817年(文化13年)1504軒・1858年(安政5年)1792軒になり、放生津人口で7555人となっている。

また、同年の船持ちは30人余である。しかし、放生津には欠点があった。それは湊口が狭く、200石積以上の「渡海船」が入りにくいことである。

そのため、潤改が出来ず湊にはなりえなかった。「六渡寺や三ヶ新」では氷見や高岡木町と同様に「渡海船」を伏木湊で繋留し、「海老江や堀岡明神」では沖合10町・深さ3尋(六m)の箇所(六)に船を留め、小船を使用し運搬したという。

それでも放生津では、大きな海商が成長する。「綿屋彦九郎・柴屋彦兵衛・治助右衛門(三箇家)・湊屋喜左衛門(金木家)・松屋(泉田家)・紅屋(紅谷家)・菊屋(中瀬家)・六渡寺の米屋(米沢家)・湊屋(朽木家)」等である。

「綿屋」は、兵庫の「北風莊右衛門真知」と協力し、高岡の「綿場」に力を行使した。「三ヶ新村」には、1834年(天保4年)に、「130～140石積・3人乗2艘」と「40～80石積・2人乗7艘」が直船頭のもとにあり、1845年(弘化2年)に、渡海船8艘(39人)になっている。

1855年(安政2年)には、鯨交易で「550石積(9人乗)2艘」と「350～380石積(6～7人乗)6艘」、「50石積(2人乗)1艘」と大型化し、船頭9人(出身は放生津5人・六渡寺2人・三ヶ新と伏木各1人)と水主52人(六渡寺21人・放生津16人・その他は三ヶ新・伏木・三日曾根・荒屋・放生津新・堀岡新・明神新)であった。

この頃、「湊屋」の船が活動し、水主の数を増員して、「東北・蝦夷」へと向かったのである。また、この地は「伏木湊」の対岸である、「六渡寺」に接続しているため、影響を受けつつ繁栄をも共にしていた。

1666年(寛文5年)に、小杉に「射水郡奉行所」を建築するに際し、「放生津舟方」が木材を吉久から運搬した。

「放生津の移出米」は、村々から川下りして集積し、吉久の御蔵に運び込まれ、「放生津」の舟方により船で、江戸や大坂へ輸送されている。その量は、「約6000～10000石」くらいであり、1851年（嘉永4年）には、「17000石(20000石以上か)」で、半分が大坂へ、残りは藩領内に運ばれている。

20. 氷見

氷見では、1690年（元禄3年）には、町方人口が、1243戸であるものの、浦は北風に弱く漁業が中心であり、1851年（嘉永4年）に獵船が128艘であったが、それでも「渡海船を2枚役45艘」・「1枚役5艘」を有している

「一枚役」とは、「一艘につき年間7匁、2枚役は14匁」を納める船である。これらの船は伏木を湊として利用していた。

21. 伏木とその周辺

伏木は、小矢部川河口左岸に位置し、湊周辺には、水主等の舟稼ぎ人や海運関係の店舗や倉庫、家宅などが多くなり、澗改のある湊として栄える。

家数は、慶長（1596年～1615年）以前が、12軒に過ぎなかったのが、「古国府門前地」や「一宮村、高岡」等から流入した結果、1615年（元和頃）に26軒・1663年（寛文3年）に35軒・1690年（元禄3年）に195軒・1770年（明和7年）に251軒、というように増え、1645（正保2年）に幕府が加賀藩に命じて差し出させた、絵図の中には、航路標示のある湊として「東岩瀬」と共に記されている。

人口は、「伏木村」だけで支えることが出来ず、1737年（元文2年）に家屋を、一宮村へ移転する計画を策定するが、一宮村の反対で挫折し、以後、高波被害を覚悟で海辺に移転したり、埋め立てて新開を進める。

1708年（宝永5年）に、砂浜を埋め立て、40石開くと共に、下八ヶ新村「次郎左衛門」は、一宮村と古府村にかかる「八ヶ開き」をする。1839年（天保9年）に一村建てが成り、「石坂新町」として、伏木村より移住があった。

1744年（延享元年）より、伏木村「広上屋三之丞」による湊口近くの「古府村・一宮村領新開」があり、この地に渡海船の積荷を保管する浜蔵等が建てられた。

22. 三十三ヶ七浦(公用負担)の軽減

「木町・伏木・放生津・氷見・六渡寺・海老江・灘浦散浦・放生津新・古府・三日曾根・三ヶ新・窪・岩上・朝日新・間嶋新・四日曾根・堀岡新・明神新・打出・本江・端浦・長徳寺・国分・太田・櫛田・嶋・池田新・荒屋・新明神・古明神」等の「33ヶ7浦」が、1861年（文久元年）に公用負担の軽減を願い出たため、1865年（元治2年）に200石以上の船は、千原崎川（神通川）仮舟橋と、「高岡瑞龍寺修理用材木」等に、輸送する以外、全て廻米を積む事になり、この区別をなくす。

23. 伏木湊の成立

伏木湊を使った渡航は、古くからあったようだが、1615年(慶長20年)2月に、「伏木村」の車屋(八坂家、道幸武兵衛)等は、佐渡への渡航を認められる。

農民の流出を危惧した、砺波・射水郡支配の「篠島清長」は、1617年(元和3年)に入港他国船に課税するなど、取り締まっている。

1647年(正保4年)の調査によると、伏木湊には、「200石積船」が風向きを問わず、30艘程度、空船なら4~5百石積で200艘も入港でき、砂浜ではないようである。

9月~翌年3月まで通船が無く、「古国府門前地・古府村・高岡木町・六渡寺村・中伏木村・三ヶ新村」等の船もここを利用した。これらの船は、河口左岸に繋留され、澗役(うるまやく)は伏木村の負担であった。

また、村々への保護が無いため、高岡木町の勢力に押されて、漁業に力点を移したため、1661年~1673年(寛文頃)には、すっかり船数を減らしてしまう。同時期には中伏木村の渡海船も退転する。

24. 古府村・古国府村との対立

古府村は勝興寺の寺内町として発展し、渡海船も、1738年(元文3年)に、「2人乗1艘・3人乗1艘・4人乗1艘」、寛延2年に、「2人乗4艘」、1778年(安永7年)に、「2人乗4艘・3人乗1艘」を保有している。

家数は、1729年(享保14年)に、84軒(原古府村は1741年(元文6年)16軒)、その他寺院に約100名が暮らしていた。

また、古国府村は「勝興寺」の御用船を運用しているため、「郡奉行支配」である、伏木等とは異なり「寺社奉行支配」である。

それゆえ、公用任務も免除されていた。しかしこれでは、湊の取締りに徹底を欠く。そのため1688年(元禄頃)から、形式上「古府村」として郡方支配に移し、古国府居住の「九郎衛門」(固有名ではなく門前地舟肝煎の呼称)が、郡奉行に誓詞を出すことなく、「舟肝煎」と勝興寺任命の「門前組合頭」を兼帯した。

このように、由緒のある「古国府」が伏木の優越に、異を唱えるのは時間の問題であった。

当時、小矢部川を牛耳っていたのは、「高岡木町」である。木町は、「古国府と、伏木」の船を雇って運送しているのであるが、1693年(元禄六年)に、この割合を巡り紛議が起きた。6月の「公事場裁定」を見る限り、これを機に伏木の優位が確定する。

積荷の割合は、伏木が4分の3を占めるものとする。ただし伏木に運ぶ茶・青苧は伏木の船、古国府に、運ぶ鉄・茶・藍玉は、古国府の船に、伏木湊へは入らず古国府へ運ばれる肥料は、古国府の船に積み、伏木の「一枚役かんこ舟」積荷は変更なし、両村の荷はそれぞれの船に積みば宜しい。

古国府では、渡海船を1670年(寛文10年)に退転し、中心を「河川用の川舟」に移したが、「詰塩輸送の拡大」で息を吹き返した。

1720年(享保5年)に、「2人乗1艘」、「同9年5艘」、「同17年2人乗4艘」・「3人乗1艘」・「4人乗1艘」あり、1810年(文化10年)には、「11艘」が北前交易に従事している。

1756年(宝暦6年)には、船主12名が勝興寺より、米一石に付、銀札245匁の換算で、40ヶ年賦という条件で、「銀札9貫目」を借り、これを持船の維持・管理費に充てた。

しかし、川舟に力点を置く傾向は、その後も強く、藩政末頃には、「渡海船」を古府村へ移しつつあった。

やがて、「木町」の特権にも翳りが見え、一方の「伏木」では、湊の機能が強化され、発言力も増してきた。その結果、「伏木」が、先の裁定で、認められた古国府の権利を侵害し、1816年(文化13年)11月に裁定が下った。

前提として、「勝興寺門前船方の由緒」を認め、古府村と門前、地の船方は、郡奉行の下にあるものとし、古国府の権利は、ここに確認される。また、「渡海船」は、木町船以外、「伏木湊」で留まり、出入津とも湊口で荷物を改め、川舟に積み替え登るときは、古府と伏木の長舟に、「4分の1対4分3」で配分するものとした。

しかし、翌年4月、吉久御蔵米を門前地の「千之丞」が「渡海船」に積むため、長舟で運ぼうとしたら、伏木側が、自分達の「川舟」で積むべきであるといって差し押さえてしまった。

舟主達が、どれだけ交渉しても埒があかない。そこで、1820年(文政3年)に、門前町年寄「塩屋茂兵衛」等6人が、「勝興寺」の役人に取次ぎしてもらい裁判になる。下った判決は伏木村の敗訴であった。

「古府村と伏木村」との間には、「三之丞開きの土地」を巡り紛議があり、1855年(安政2年)7月湊の取締りを理由に、接收を図るが揉めに揉め、郡内の10村で決着をつける事になった。

結局伏木の言い分には無理があり、同4年2月、伏木村から訴えを取り下げている。

25. 六渡寺村との対立

六渡寺は舟方の村であり、310石積以上の渡海船を3艘程度保有し、伏木湊に繋留しているが、川舟である長舟の所有は認められなかった。

そのため、取引の荷物は、伏木の長舟を借りる事になり、荷をこれに載せ木町まで運び、その間屋を通じて売らねばならない。

運賃は、「木町」の間屋から「伏木村」へ支払い、木町の間屋は、商品仕切後に「六渡寺村」へ渡す分から引いて回収する事になっていた。

しかし、1786年(天明6年)から、川舟一艘の運賃がこれまで、「700文であったのを900文」、冬季には、「50文」増額されていたのが、「100文」の増しに、大幅値上げされる。

木町と伏木の対立で、とぼっちりを受けて、1744年(延享元年)より、本船を遡航させられなくなっていた「六渡寺」は困惑し、「佐次右衛門」を惣代に、伏木舟方への「口銭免除」と「長舟20艘建造」を申請したが、伏木村の反対で却下されたため、1804年(文化元年)1月「公事場」へ出訴した所、これが一部認められたのである。

10月に、川舟の運賃は、「700文」、冬季には、「50~60文」の増額、ただし長舟の新造は認めないとされた。伏木村肝煎等は、すでに禁牢処置がとられ、「佐次右衛門」も強訴したとして処罰されるが、いずれも形式的ですぐに放免されている。

同5年に、改めて裁定が出される。「六渡寺村」は、材木全てに口銭を支払い、「水戸打銭」を支払うこと。これは、湊の所在を示した灯台の使用料で、夜は火を点した。

「2人乗～7人乗」は、「1人8文」、それ以上は「80文」である。伏木村には、本船を木町へ乗り入れるときに増銭を取ることや、御塩船を川舟に積み替えること、「塩80俵積」で高岡付で、「980文・木町付880文」という値は、間違っていると指摘した。

26. 六渡寺村の渡舟

加賀藩は、「六渡寺村」に「渡舟を1艘」と「水手4人」を常備し、侍奉公人や百姓からは、運賃を取らないことを達した。

1666年(寛文6年)に、「2艘と渡守8人」(給銀1人銀120匁、屋敷50坪)、1722年(享保7年)に、「1艘・渡守4人」、1739年(元文4年)に、「6人」と推移し、渡船は、「長さ6間3尺(約12m)・幅6尺2寸(約2m)」で、10年ごとに作り変えたという。

建造先は入札で決め、10年保証を求められる。破損して修理するのは勿論として、大破したら新舟に交換する事になっていて、修理期間中も自分の舟を変わりに差し出さねばならなかった。

1679年(延宝7年)2月に、高岡木町の大工「宗右衛門」等3人が12日間、渡舟の破損修理をし、工費と宿賃は、二塚村「市郎兵衛」と古府村「九郎兵衛」から受け取っている。

1740年(元文5年)には、木町の「兵右衛門」が請負い、1753年(宝暦3年)には、木町の「間嶋屋兵右衛門」と越前屋宗兵衛が、「631匁」で請負い、大門俣川等の砺波・射水七ヶ所にある渡舟全てを担当した。

27. 吉久村の御蔵

吉久には、1655年(承応4年)に、御蔵(長さ30間・幅4間)を「5棟建設」し、御詰米奉行を赴任させ、「小矢部川・庄川」を通じて他領へ送る米を集積する。これら廻米を、「俵改め・榭改め」した上で、本船の「伝馬船や浦の手船」で本船へ詰め込んだ。

検査方法は、袖無しを着用した、「榭取人」が、「100石まで5斗」・「350石まで1石」、1822年(文政5年)からは、「100石に付1俵」の鬮俵を用いて、塵等を取り除き、膝を立てて、榭のかねが隠れるまで米を盛り、斗棒を渡して調べ、出船奉行が伏木浦で立会った。

この時に、本船の水主が多数「長舟」に乗り込んできて、俵に少し傷があるだけで受け取らないものだから、対立を招き、1728年(享保13年)に、「砺波郡」の10村が連名で「吉久波止場」での「俵改めと榭改め」を要求する事態となった。

そこで藩は、1751年(寛延4年)に、「吉久波止場」に、川下げ米を揚げる事にするが、これに存外費用がかかる。それに俵が痛み、欠米の原因になりかねない。

1822年(文政5年)から、「鬮俵」(くじだわら)だけを、「吉久御蔵」に入れて榭改めをするようにした。ここへは関係者以外の立ち入りを禁じ、長舟の戻舟も調べた。

1855年(安政2年)調査

	長舟	いくり舟	獵船	渡海船權役
古府村	10艘	2艘	2艘	19人
古国府	37艘	59艘	10艘	16人

吉久御蔵出船御米等積出堀川并土居川除百間五寸之間繪図
 (つみだしほりかわならびにどいかわよけひゃっけんごすんのぶんげんえず)



28. 船宿と小宿の対立

1670年(寛文10年)に、千保川の改修が成り、1722年(享保7年)に出船奉行が派遣され、1744年(延享元年)には、渡海船の出入港が、「木町」ではなく「伏木」であることを、藩は明確にした。

伏木湊の間屋は、船宿を兼ね、湊の管理に当たっていた。1808年(文化5年)に10村は、問屋へ銀1枚を差出し、村方の財政を支援することと、入津船から荷物を運ぶのは、湊の仕事であるのだが、最近は、水主も入り混じっているの、取り締まることを指図する。

1823年(文政6年)に、町在の「渡海船」所持が解禁されたため、「伏木湊」へ入る船が増加した。そこで「小宿九軒」は、船問屋と同様に荷物を売捌きたいと願い出て、1832年(天保3年)に、小宿へ商取引に来た、船頭を問屋へ取次ぎ商談成立なら、その荷物相当の「問屋口銭高100匁の内20匁」を、商談不成立でも、若干を小宿へ渡す事になった。

なお、水主の荷物売買は、これまで通り小宿で取り扱う。この口銭は、1825年(文政8年)に「船問屋と荷主総代」が連名で藩へ、伏木に入る品は、通荷も含め「口銭100匁に付3匁」の下付を願い出たもので、その内、「船宿が2・潤改人が1」の割で渡されていた。

だがこれら小宿も、練肥料の取引で、湊が活気付くにつれ、潜りの小宿に悩まされる事になるのである。

そこで、1847年(弘化4年)には、「宮本屋等五軒の小宿」が船頭からの要請を理由に、船宿商売を願い出て、問屋を中心にした仕組みからの独立を図った。

29. 堤防の建設

伏木の海岸は、寛政以来(1789年～1801年)高波被害が相次ぎ、陸が浸食され、藩の御蔵は串岡村に、神社は「一宮村」へ移転を余儀なくされる。

民家も、1828年(文政11年)8月の高波で新開地(後の石坂村)へ移ったため、残された村人の力では、「防波堤建設」が、不可能であった(当時は、田地囲の防波堤のみが、藩の負担工事であった)。

1852年(嘉永5年)に、「能登屋三右衛門」が製した絵図には、今の「伏木沿岸」は海中にある。

船問屋で算用間でもあった、この「三右衛門」は藩に陳情し、1822年(文政5年)に、郡奉行所・普請会所・定検地所で、各100間ずつ、計300間(約五百五十m)の防波堤建設に当るが、なかなか進まない。

藩は、石坂村へ移住した住民へ、「御貸米182石」を配分し、これを返済するため、「銀11貫余」を貸与して振替えた。そして、1837年(天保8年)に、精算予定であるのを延期し、同11年から無利息で元金のみ、20年賦と改め、毎年「1石6斗9升9合」を、その時の米価に換算して返済すればよい事にした。

つまり、合計しても、「33石9斗8升」に過ぎず、残りは、「西海屋・広上屋・一ノ宮屋・高岡屋・能登屋」といった船問屋などや、「上牧野・嶋・柳田・下田子・泉・串岡」等の村々などへ、20年賦で貸与した。

天保12年に、「三右衛門」の申請で、「300間程を20貫目支出」し、人件費は、地元負担にして補修する。これ以後は根銀を積み立てて行おう事にし、藩は翌年から10年間毎年1貫目を補助し、「三右衛門」が銀15貫目を出し、前記の「20年賦返済」を、50年賦にして残金をここに加えた。

「波除普請才許・仕法銀才許」には、「能登屋三右衛門」が就任する。

根銀は、月1歩の利息で貸与し、利息の内、2か月分は、「三右衛門」の役料と測量等の経費にし、閏月の分を雑費に充てる。

先に、無利息で貸与している、1837年(天保8年)以前の貸付分は、「毎年6月」に回収して、その半分を「波除普請修理費」に充て、12月に精算した残金を利息付で貸し付ける。

工事は、まず磯囲の長堤を作り、次に川尻湊口に、「140間」程の「汐止突堤」を築いて、これを岩崎石で固めた。

すると、波の被害が年々減り、陸地が広がって、「5町3畝7歩余」(18150坪余)を確保できたのである。

1864年(元治元年)までの、総工費「423三貫600匁」を投入して、波と闘いながらの難工事であった。

その後、引き継いだ「藤井能三」は、明治4年に「波除仕法銀」の、「残高153貫余」を伏木「戸長蜂屋徳平」へ受け渡している。

30. 高岡の木町

木町は、舟運と陸運の中継地点として、前田利長によりその地位が保証され、ここで上げ下ろしする品も、通過するだけの荷も全て木町舟見役人が検査し、浦口銭の徴収や、1747年(延享4年)2月の達しでは、切手(輸送許可書)と、荷品を照合して証明書を発行していた。

特に、七木取締と高岡整備の観点から、材木と薪炭の商売は高岡で木町以外に許されず、違反者は、没収の上で禁牢、没収品は公売されることになっていた。

また参勤時に、「大門俣川・千原崎川・水橋川」等で舟橋を架ける(1772年(明和9年)から越渡舟)差配をするのも、「七浦津頭」である木町舟方の役目であった。

そのため、高岡町の中にあつて、独自に「木町算用聞」を置き、1751年～1764年(宝暦)頃には、「木町後用銀」(1829年(文政12年)には、「59貫930匁3分6厘」を設けてあちこちに貸し付けていた(文政12年12月町会所により縮小・制限)。

毎年5月19日・20日の「御書祭り」は、「前田利長」の命日に、御直筆の御書を見台に飾る、という報恩行事であるが、町奉行公認で行われている。木町「渡海船」の再興は、1807年(文化4年)には、「1500石積・14人乗／一艘500積・9人乗以下合計11艘(水主合計六十五人)」で行われた。

31. 千保川締切工事

高岡木町では、渡海船の他に、小矢部川や庄川を航行する長舟を所有し、1673年～1681年(延宝)から1681年～1684年(天和)にかけ1、「0人乗」以上の船が盛んに建造・購入されている。

1743年(寛保3年)には、「渡海船」が35艘であったが、1688年～1704年(元禄)までの間に激減し、1685年(貞享2年)に、「14人乗1艘」を江戸へ、1672年(元禄4年)に、「11人乗1艘」を兵庫へ、同7年中「2人乗1艘」を大坂へ売却した結果、1705年(宝永2年)には、渡海船も、「3人乗一艘」だけになってしまった。これには千保川の改修工事が影響している。

1609年(慶長14年)に、「高岡城築城」の頃、千保川は庄川より水量が多く、防御上のみならず、交通路として有益であったが、出水して住民を苦しめることしばしばであり、加賀藩は、1615年～1624年(元和頃)に、「能町川」(庄川の別称)を開鑿して、「石瀬付近」から「能町」を経て、「小矢部川」へ落とす「新川」を作り、川跡を用水路に替えることを企図した。

1630年(寛永7年)の洪水で、庄川が本流になり、「千保川」の水量は減る。従来の大船が、木町に着けなくなるほどであった。

しかし、出水時には、千保川への流入が急増するため、同10年に、千保川左岸で「川除普請」を指示し。1645年(正保2年)に、高岡で「瑞龍寺」が起工されるのに伴い、同4年に、洪水の被害を食い止めるため、「柳ヶ瀬」(柳瀬)に堤防を築いて、千保川の水を阻止する計画を立てた。

二重の堤を持つ「柵形」の川除である。652年(承応元)年5月に「祖泉」で溢れた水が、「柳瀬」の西から、「秋元・西部金屋・吉住」に入り、「二塚村全体」を流す洪水が発生、翌年藩は「柳瀬川」(千保川)から「中田川」(庄川)へ流量の過半を移すため、両川の分岐点で、「中田川」の川底を掘り下げる。

10村の戸出村「又兵衛」と宮丸村「二郎四郎」は、正月に、小松城の「前田利常」に年賀のため伺候した際、川除奉行「深町弥右衛門」の手伝役を命ぜられ、村々を廻り、藩との連絡のため石動・小松へも出かけている。

「砺波郡・射水郡や氷見」から、延べ計「約34000人」を集め、5月から6月にかけて、「祖泉・柳瀬・秋元・西部金屋」一帯で土砂を除き、閏6月から8月にかけて、川除を築いた。

当時、千保川は、「戸出・市ノ瀬の東(今の千保川筋)」と「春日吉江・西二塚の東(増仁川)」の二筋に分かれ、「前田利常」は、「千保川」を根本的に「弁才天前」から、締め切りたいとの意向を示した。

しかし、これでは、「中村口・若林口・新又口」の用水が不足すると、10村・肝煎連署が訴え、すでに、「千保川」の水量は減っていて、中田川に、堰をかけ取水しているほどであり、着工は延期されるが、1655年(明暦元年)4月に、柳ヶ瀬の堤防が切れ、大洪水が発生し、「二塚・二塚新村」に大被害が出る。

この時から、「千保川」の水量が旧に復し、「瑞龍寺」(1656年(明暦2年)大部分が竣工)保全のため、「前田利常」は、高岡町奉行経験(寛永8年～承応元年)者の「伊藤内膳」を川除普請奉行に任じて工事を督励する。

「用水江下」農民には、「江高100石」につき、「50人」ずつ工事に出るように達し(水下役)、それ以上の人数が必要の際には、賃銀で雇い、水下役は1年に1回限りとした。

これは、現実的ではなかったようで、半数投入するのがせいぜいであり、1658年(万治元年)には、「100石につき30人、銀20枚」に変更する。

1661年(万治3年)の洪水では、中野宮村東の一里塚が流され、大清水村の御蔵が戸出村へ移築された。

「柳ヶ瀬普請」では、藩費で「材木・切石・鉄具」を大量に使用し、「千保川」の河床を部分的に上げ(馳越)、一定量を越した水は、川除を乗り越えて落とす方針を、立てた工事を進めた。

そのため、洪水ごとに川水は河床の浸食が、激しい「中田川」へ移動する。1662年(寛文2年・3年)千保川が出水し、やがて現庄川の流路を形成した。同4年頃は、川水が「中田川」へ多く流れ、同9年の洪水で更に流量は増す。戸出村の「舟渡守」が中田村へ転じ、西保三ヶ村が東西に分かれた程で、この川水が出水時に千保川へ、大量に流入すると危険であるから、「庄川」を堤防で、遮断する必要があった。

そこで、川除奉行の「喜多岡所兵衛・安見瀬兵衛・馬淵市左衛門・村田七郎左衛門・中村平六・大場源太夫」らは、協議を重ね、翌年に、「柳ヶ瀬普請を断念」して「青島弁才天」に柵形の大堤防を築造することにした。

庄川の流れを「中田川」のみに固定し、分流する「千保川・新又中村川・野尻川」を堤防で締め切るというもので、「全長850間(1530m)」の、洪水に悩まされながら、「べ100万人以上」の労力で、1509年(正徳4年)に完成し、1807年(文化4年)以降に、松を植え補強したところから、1833年(天保4年)より「松川除(まつがわいけ)」とも言われる。

「1番堤」(前堰)は、加賀藩の直轄工事(定検地)、「2番堤」は、農民による請負工事であった。川除は次々と建設され、「中野・太田・二塚・高岡・新湊」へと至る。

32. 瀬戸内・上方から弁才船の進出

「木町」で渡海船の衰退した理由は、それだけではない。1647年(正保4年)以来、加賀藩は、「大坂・神戸ニツ茶屋・上部脇浜・讃岐国塩飽島」等より「弁才船」を誘致したのである。

それは、地元の船が性能不足で、船頭・水主が不案内の上に積み足が重く、廻米が増加し海運が盛んになる「寛文期」には、経験のない者までやりだしたため、ともかく「難船」が多発していた。

大坂へ廻米する比は、上方船と地船で「2対1」、「江戸」へは6対4であり、難船の率は、元禄10年で、「上方1に地船9」という体たらく、翌年には、全てを「上方船」に委ねたら一艘も損じることは無かったという。

1662年(寛文2年)には、「御扶持人10村・10村」に宛て、渡海船商売をして失敗したら、藩の御用に、差し支える事になるので、手を出さないように、との指示まで出る。また、「徒」に巨大化して、多く積み込むことが、損害を大きくしているとして、船の大きさに規制をかけた。

このように、「渡海船」の衰退は、公的負担を抱える「七浦共通」であったが、これを危惧した藩が方針を転換し、1807年(文化4年)頃は、木町でも復興して「11艘」を数えた。

1822年(文政5年)に、渡海船建造を奨励すると、税逃れを目的に他領・他浦名義にする者も出たため、1822年(万延元年)8月、高岡町人は、必ず本人名義で木町に名代を立てることを達した。

旧千保川の規模		
上使往来中野宮一里塚の地図		
	川幅	深さ
庄川	50間(90.9m)	5尺(1.52m)
千保川	60間(109.1m)	1尺5寸(0.45m)
越中道記の地図		
庄川	50間	4尺5寸(1.4m)
千保川	30間(54.5m)	3尺(0.9m)
1830年(文政13年)『三州地理志稿』		
千保川	5町27間(594.5m)	

33. 魚問屋

金沢に、魚問屋、高岡(川原町)と所口に、[出張所]を設置し、富山藩領以外の越中国分は、「川原町」が、一手に引き受ける。(明暦三年設置)

「六歩口銭」(1663年／寛文3年)算用場(税金取り立て)には、「新保屋次郎右衛門」を派遣し、金沢町奉行支配(1659年／万治2年)「大魚6歩・小魚8歩口銭」を徴収した。1727年(享保12年)4月に、「魚問屋相見人」を高岡町奉行が任命し、魚問屋の下にし、土器町と射水郡守山に「諸魚改所」を設置する。

1742年(寛保2年)に、射水郡大門に、1780年(安永9年)、水橋・新庄に「魚改所新庄新町」に「諸魚売捌所水橋」から東岩瀬に改め、諸魚集場に併置する。

34. 四十物屋

川原町と横田村から、1773年(明和9年)3月に、川原町の四十物屋が、鰯類の「口銭撤廃」を訴え、町奉行「大野仁兵衛・小川八左衛門」の配慮で、「年額銀三枚」の「定口銭」に改定する。

これを祝い、5月20日(維新後6月20日)に鰯祭りを始めた。「郡奉行」管轄の横田村「西町四十物屋」も町会所支配に入れる。

1837年(天保8年)に、「川原町四十物屋」が60品の魚取扱いで公事場に抗議し、町奉行「由比忠左衛門・脇田平之丞」の尽力で解決する。

苗加屋では、「鰯祭り」に両奉行の絵を掲げ祭っている。

35. 材木輸送を巡る対立

木町では、材木や陶器等の輸送について、「前田利長」以来の特権を有していると、信じられてきた。

1625年(寛永2年)に、高岡鴨島町商人の長舟が無断通行して、「鍛冶原淵」(梶原淵)で材木を積み登る、ということがあり、これを事件として、木町は、捉え訴訟に持ち込んだ結果、材木全てを引き取った。

また、「開発町」の商人が、材木商売を願い出た時も、木町が反対して潰した。

同16年に、川原町の商人が、能登から竹を運んだ時にも、木町が差し押さえている。認めると、町の中心から離れている、木町が不利になることは、目に見えていたからである。

しかし、この時、「川原町」は黙って従わなかった。川原町も「前田利長」以来の由緒を誇り、「古守山者」として小舟商いをしていると、主張し真っ向から「木町」と訴訟する。

木町では、川原町の言い分を否定し、自家用の材木・薪・竹であれば見逃してもやるが、無断通行は差し押さえて当然、その前例もあると反論する。

判決は、木町の勝訴であった。同18年にも訴えるが変わらなかった。

1671年(寛文11年)には、旅籠町の商人が「六渡寺」より材木を運んだ所を差し押さえられている。

1828年(文政11年)に、川原町の「苗加屋七郎左衛門・次郎左衛門・四ツ屋長兵衛」は、木町の「独占排除」を狙い、町会所へ荷宿を始めたいと願い出た。当然、「木町」は、「既得権」を主張し、1832年(天保3年)まで争い、「川原町」が持つ、「四十物(塩魚)特権」を除き、不許可にさせている。

1848年(弘化4年)に、川原町の「塩屋吉左衛門」が材木を扱った時には、木町から大勢押し掛け町会所に訴え、木町と「地子木町」の人足が、塩屋の材木を木遣音頭「やらやら節」を唄いながら、行列を組んで「木町」へ運んでいった。

町会所は、木町の特権を再確認し、12月に、「木竹・俵炭・薪・屋根吹板・米の運送」は木町以外の取扱いを禁じた。しかし、「川原町」は諦めない。

同5年、正月に「炭小売人」は特例で認めてほしいと言う。そこで、人々の便を考え、「小売炭・自家用薪・桶屋や檜物屋の用材」等は、認めよう、だが「屋根板用材」は駄目、材木は自家用であっても、「木町で買うように」、と達した。

1853年(嘉永6年)に、上川原町の「床鍋屋仁右衛門」は、「小舟50艘」を用いる申請をする。千保川上流から米や、五箇山の炭薪を運んだら運賃が安くなるし、高岡にとっても良いことだから、「川原町波止場」より下には、行かないので認めてほしい。

だがそれでも、木町は反対し、これを潰した。

36. 伏木湊との対立

1655年(明暦元年)に、吉久村と伏木村に御蔵が出来ると、上流から川下げする御蔵米の貯蔵・船積みとの関係で、「伏木湊」の存在が大きくなってきた。木町の渡海船も伏木湊が本拠地である。

1722年(享保7年)に、伏木村の「批屋」が、高岡で米を仕入れて、伏木の舟で、積み下ろす事に木町は異を唱え、「木町の舟」を使用する事になった。「伏木村肝煎」は、僅かしか運ばないのに満載(20~25石)運賃を取られ、米価高騰の原因になると、反論するが認められなかった。

同9年、高岡町奉行は、本船から荷物を川上りする「イクリ舟」から、「長舟の維持費」として、「銭10文」を徴収することを許可した。しかし、同18年木町から魚津・水橋・伏木の舟に、「銀・繰綿・茶・笠」を積んで、伏木へ川下りの際には、「木町舟見切手」ではなく、「高岡町奉行の切手」を持って来るよう達せられる。

伏木湊で、入出船の船改め・積荷改めを強化するからであり、木町は、従来通りを願い出るが、例外ではなかった。1744年(延享元年)4月、木町へ川上りする荷物は、「平太舟」に積み替えることが達せられた。

5月22日に、木町の商人が、能登で松材を求め、氷見の船を雇って、木町へ向かおうとするのを、湊の取締りを理由に、「伏木」が差し止め、地元の「平太舟」に積み替えてから、川上りするよう命じた。能登から枚木(はりぎ)を積んだ舟や、越前から切石を積んだ舟も、同様に止められた。

木町は、早速、町奉行(沢田治兵衛・渡瀬弥次右衛門)に訴え、これが郡奉行(葭田六左衛門・菅野内右衛門)に取り次がれて、複雑な訴訟になった。

郡奉行では、「伏木村・古府村」の言い分を正論と判断し、町奉行経由で木町に伝え、木町は伏木の者達は、「昔の定め」を知らずに言っているとして、反論を今度は、町奉行から郡奉行を経て伏木村等へ示す。伏木側は木町の認識に誤りがある点を列挙し、郡奉行から町奉行を経て木町へ示す。木町は伏木が、偽りを並べて本船を遡行させない事態が、継続すると積荷に支障が出て、商人が迷惑する、と公事場での詮議を願った。

もはや奉行の調停は頓挫し、7月2日に、「木町肝煎等5人」が、金沢へ出向くと、なぜか盆前が込んでいることを理由に、21日に延期され、9日に、公事場奉行は町奉行へ、木町の主張する根拠が「古すぎる」ことを指摘し、算用場奉行や郡奉行とも、よく検討し、それでも決着しなければ改めて、吟味を願うよう指示する。

そのため、8月2日に、木町は、町奉行に算用場の裁定を願い出た。「算用場」では、町奉行と郡奉行の双方から事情を聴取するが、両奉行とも木町・伏木の代弁に終始し、全く歩み寄らない。仕方が無いので訴えを「公事場」に廻した。」

12月7日に、両者の地位が逆転したことを示す判決がなされた。木町の由緒は認め、「木町船頭」が所有している「渡海船」は、直接木町に着岸するか、伏木で荷を川舟に積み替えるかを選択できるとしつつ、木町商人でも他浦の船を雇ったら、伏木で川舟(伏木村・古府村の長舟)に積み替えて、検査を受けた上で、木町へ登るように、というように制約を受けたのである。

この時、木町で所有していた渡海船は、「100石積以下2艘」のみで、翌年退転している。川底が浅くなり遡行できないので、実質木町には、実利の無いものであった。

しかし、1814年(文化11年)に、「公事場」から、この点で指摘があっても、頑として「延享時」の権利を譲らなかつた。さて、この裁定で両者の対立は無くなつたのかと言うとそうではなかつた。

1747年(延享4年)10月に、木町の「熊木屋伝兵衛」は串岡村で、枚木を買付け自分の舟で運んでいると、伏木の舟に妨害された。この時は、伏木の船問屋の「渋屋」と木町の「松屋・俵屋」とが交渉し、以後下り荷物は木町の舟で、庄川・小矢部合流点より下流の上り荷物は、伏木の舟で運ぶ事になる。

翌年、町奉行へ伏木から、木町を通過する川舟の荷物は、全て木町で積み替えるようにしてもらいたいと願うが、これに猛反対したのが、高岡町々とその周辺の人々である。組合頭連名で商売人が困るから、認めないでほしいと願い出たのである。

一方で同年には、算用場から他国廻りの「塩」について、これまで、今、石動へ行く分のみの状況によって、「本船のまま上る事」を認可していたのを、伏木湊から木町の舟で、高岡の波止場まで積み登ることを認めている。

運賃は、人足賃を入れ、「100俵に付850文」であった。1755年(宝暦5年)、伏木の舟が大門新町から、「米20石」を運ぼうとするのを、木町で止められる。舟主と米主は木町舟持へ詫言状を出し、定運賃等を支払わねばならなかつた。

1785年(天明5年)に、伏木の舟が、「金屋」行き「ならし」(銑鉄)を運ぶ際に、木町の舟へ積み替えるよう言われるが、これを拒否する。伏木は、このようなことなど前からしている。木町は、他国廻りと領国廻りの区別なんか出来ないから、これからは一体とみなすと主張し、両者平行線を辿るが、何とか示談にこぎつけ、以後「ならし」について、伏木は、木町へ上前銭を支払い、金屋へ直送すること、ただし木町は領国廻りであっても、伏木の舟で運ぶのを認めること、を協定した。

1832年(天保3年)、4月伏木から積み出す、木町の材木について、これまで町奉行の切手があればよかつたのであるが、これからは伏木湊で「郡奉行」へ届けて後に、出帆する事になったため、木町は反発する。

形式的に、伏木の荷宿で買い取った事にして、伏木の材木の扱いで、「郡奉行」へ「出津切手」を請求するのであるが、荷宿へ「長舟一艘に付180文」を払わねばならないし、手続き中は滞船を余儀なくされる。

同7年2月に、「鷲塚屋十右衛門」は、樺材を「四方の井本屋彦九郎」の元へ運ぼうと、町奉行の切手を添えるが、伏木の「澗改」で七木を他領へ出せないこと、この切手では東岩瀬でも「はねられる」ことが指摘された。

直ちに木町は、町奉行(大橋作之新・奥村友左衛門)を通じて、郡奉行(崎田達之助・荻原勘太夫)へ詮議を要求した。郡奉行は、「澗改人」から事情聴取した結、「伏木」の言い分を正しいと判断したが、町奉行は算用場へ上申し、商人が領外で、材木を売買することは禁じていない、現に、「南部領」まで出かけて、材木商売しているのだから、富山領へ送れないと言うのはおかしいことで、材木商が迷惑すると論じた。

4月に、「七木」の移出は、算用場の認可を受けること、その他の材木は従来通りでよいとなつた。また町奉行は、領内で販売する材木を、「町奉行の切手」で通すことを具申する。

同9年7月に、伏木の舟が、吉久御蔵の米を高岡へ運ぶが、木町はこれに抗議し、町奉行へ訴えた。伏木の言い分は、藩の米は木町の舟に、商売用の米は、伏木の舟に積むようにしないと取締りにくい、というものであつたが、木町はどちらも同じだと言う。

翌年9月今度は、「高岡町用米」として、吉久から「米50石」を木町の長舟が運んでいたら、伏木が差し押さえた。

算用場は、郡奉行にこの件は、現在算用場で詮議中であるので、当面は木町の長舟で引き取りたい旨を、申し渡したことを、町奉行へ伝えたが、伏木では郡奉行の指図が無いからと応じなかった。

同14年に、「閏九月」(9月13日／うるう)に、吉久から酒造業「二上屋宗助」が、立野村へ届ける酒道具を、伏木の川舟で運んでいると、木町が差し押さえた。伏木肝煎は木町舟の「指紙面」を持っているのだから、何もおかしな所は無いと主張する。

木町肝煎は、吉久より小矢部まで運ぶのは木町の役目であり、伏木の川舟は、伏木湊から木町まで運べるだけなので、吉久からは範囲外である、と主張している。

1852年(嘉永5年)、「閏2月」に、「塩」は全て、木町の長舟で、伏木より直送することが確認され、戸出の塩を、「木町の長舟4艘」で運んでいると、伏木側の妨害にあう。「算用場」は従来の扱いを訂正し、「砺波郡貸塩」は、木町の長舟で伏木から直送するが、高岡へ行く塩は伏木の長舟で積み登れるとした。

明治末から大正期に撮影した北前船



37. 金屋町鑄物師との対立

金屋町の鑄物師は、業務用の木炭を新川郡の「水橋・愛本や越後国」等から直接買い付けて伏木・古国府に積み上げ、必要に応じて川舟で運んでいた。

しかし、1508年(正徳3年)、8月に千保川で、「木町の舟見役」伝助が、これを差押えてしまう。

そこで鑄物師は、町奉行に訴え解放させるが、両者の対立は木炭の価格を巡り、1799年(寛政11年)に、決定的になった。鑄物師達の言い分。木町の木炭が高いから、能登産の物を買いたい。先に「ならし」の例があるのだから、「伏木の舟」を金屋まで、直通させる事に、何の問題も無いはずである。木町の反論。炭を商売に用いるのだから、こちらの特権、鑄物師達は自家用と称して、他へ転売しているではないか。軍配は木町に上がった。

38. 上方依存からの脱却

加賀藩では、海運が上方船の支配下にあった。1624年～1644年(寛永)以前は、米を「敦賀・小浜・大津」の商人が、「琵琶湖」経由で上方へ輸送していたが、馬で陸送する箇所があり、「こぼれ落ちる米」が少なくない。その上、馬1頭に2俵しか詰めないため、「1000石運ぶのに、1000頭」いつてしまい、越中から大津まで「100石の運賃が25石」というように、「全体の4分の1」がとられてしまう。

そこで、島原出陣に備え、大坂の「木屋や升屋」を通じて、大量の船を雇い入れたのを期に、1639年(寛永16年)に、「100石を下関経由」で試送し、1647年(正保4年)に、大坂の備前屋を蔵宿に指定し、木屋等へ廻漕を委ねて以降、大坂への早期着米を進めるため、「敦賀・小浜」の経路を激減させ、北国に馴れた「摂津・備前・塩飽島」の「上方船」(弁財船)による運搬を定例化した。

損失も少ないし、「100石運ぶ運賃も17石」で済む。一方これにより加賀藩の経済は、「上方」の米相場に左右される事になる。

1656年(明暦2年)10月に、「摂津国」兵庫の「十河長助」は、大坂廻米の運賃を、越中から「100石に付き17石5斗」・加賀から「17石」と低額に抑えつつ、小部村「忠右衛門」等3名の「船五艘で、1500石」を運ぶ一方、江戸廻米は地船に任せた。

地船の多くは、まだ「ハガセ船や北国船」を用い、渦廻舟や獵船の水主を雇用しているので習熟度が低く、無理な輸送をするため欠米が多く、難船の危険が高かった。

1698年(元禄11年)の調査では、「上方船1に対し、地船は9」の難船率である。翌年全て上方船に任せた所、難船した船が無かった。その上、少々のごとで難癖を付け、1744年(延享元年)に、上方船と対立するため、藩は地船を、積石数と建造年数で厳選し、破損が多いようであれば、「地船を活用しない」と警告せねばならないほどであった。

1716年～1736年(享保頃)には、「伏木」の「地船比率は5%」程度であり、東岩瀬はそれ以下、1744年(寛保4年)の「伏木では1%弱」にまで落ち込んでしまう。

廻米総量で見ても、「上方船と地船」との比率は、1688年から1704年(元禄頃)に、「2対1」であったのが、(1699年／元禄11年／大坂廻米2対1・江戸廻米6対4)、1830年～1844年(天保頃)には、「5対1」とむしろ拡大している。

この内、1000石積以上の船の「70%」は、摂津・大坂・長門・肥前等の船に占められ、地船は、400石積以下で、「50%」を越えるのみである。

このような、「上方依存」を改めるため、1772年～1781年(安永頃)に、1000石積以上の「渡海船建造」を許し、1789年から1801年(寛政頃)には、地船でも沖乗り航海をするようになる。

1813年(文化10年)に、江戸廻米を止めて、「地元の酒」を江戸へ直送することを企図する。また、「24か条の定め」で大坂への廻米を、正月下旬から6月中までの「3番立」にすることを達して、1番立早着の3艘」には、褒米を、逆に「3番立」が、7月以降に、着くような事があれば、「過怠米」を取るものとした。

翌年、神戸「ニッ茶屋村」の船を直雇いし、上方船「才許具足屋七右衛門」等を免じて、新たに「山田屋市右衛門・泉屋次郎左衛門・木屋又三郎」等を、「廻船方御用達」に任じた。これらは廻米と、上方船を藩の管理下に置こうとした政策である。

更に、1813年(文政5年)には、町農民が浦方で「名代」を立てなくても、「渡海船」を所持できることとし、大船建造を奨励する。この頃には地船の数が増えて、沖乗り航海も多くなっている。

同6年に、水主の他国稼ぎを禁じて、渡海船所有者に大坂廻米を指示し、同8年に、200石以下の船も書き上げ、天保4年に、「船權数調理役」を設置し、船管理に努め、同5年に「200石以上の廻船」を調査し、銭屋五兵衛を「御手船裁許」に任じた。

1835年～1837年の「天保の大飢饉」を経て、藩政を担う奥村栄実は、同7年に、多くの米を大坂・江戸へ廻漕する。同9年に、他国移出の諸産物に、「100分の1口銭」を課し、大坂や江戸への廻米増加を志向した。

同13年船頭・水主に自国稼ぎを申し渡し、翌年、大坂廻米の内、20000石を地船に割符した。しかしこの時点では、まだ地船が成長していないため、引き受けを渋る傾向にあり、大坂廻米にあたった船には、欠米が多かった。

上方船では、「63艘」で運んだ、一艘あたりの欠米が「1石1斗」であるのに対し、地船は、「27艘」で運び欠米が「2石2斗」、更に皆納が、「上方船7艘」であるのに、地船は皆無である。

しかし藩は、「長連弘と黒羽織の政策」の下、専売制実現のため、廻船を通じて物資の移動をつかむことを企図していた。そのため、出津の際には、各浦担当者が指紙を、領廻りと別にして「算用場」へ報告し、また各商品作物の生産を、村役人に指示して、他国出しと国内流通に分け把握した。

やがて、地船も成長し、1846年(弘化3年)に、大坂雇船へ優先的に積米していたのを止め、地船で他国困船も同等と見なすことにした。

1851年(嘉永4年)伏木では、「上方船と地船の比率が3対7」に逆転している。放生津の「綿屋彦九郎」は、毎年3月から10月まで航海し、米を「富山・新潟・酒田・秋田」で仕入れ、「蝦夷」で売り鯨や昆布等を買入れ、「下関・瀬戸内」を経て、「兵庫・大坂・堺」で綿を買い、「三田尻で塩」・「下関で蠟や砂糖」・「山陰で砂鉄」等を仕入れ、放生津へ戻っている。

1852年(嘉永5年)に、産物方役所を小物成方役所・産物口銭を別小物成とし、12月に、「他国入諸品浦口銭」を定め、移入品には、「1000分の8」・移出品には、「100分の1口銭」を課す。

これにより、「津留」を強化しつつ、物資の移動を掴んで物価の高騰を防ぐと共に、口銭を増やして、藩収入に充当することをねらった。同6年には国産品の使用を奨励する。

富山藩では、1694年(元禄7年)に鷹を捕獲するという名目で、「松前」へ渡航することを企図し、「渡海船調査」を行う。この時は、「120石積ハガセ船」が選ばれた。

大坂への廻米には、享保5年に、播磨国「塩屋七右衛門」や、1755年(宝暦5年)の、大坂「長浜屋孫太夫」等の上方船を雇っていたが、やがて、「上方商人」が「加賀藩領」から船を雇うようになる。

1799年(寛政11年)には、大坂の「淡路屋太郎兵衛」と、堺の「酢屋利兵衛」は、富山藩から「2000石」を買い入れるが、これを加賀国粟ヶ崎「孫兵衛」の「1080石積船」・「同清左衛門」の「750石積船」・「同伝左衛門」の「800石積船」・「同庄九郎」の「1150石積船」と契約して運搬している。

支藩であるせいか、何かと加賀藩領に依存するところが大きい。1843年(天保14年)に、四方町の「布目屋権右衛門」は、高岡から「木綿」を仕入れて、青森に売り込もうとする際、高岡木町の「鷲塚屋六郎右衛門」の「500石積船」を雇い入れている。



北前型弁才船
「みちのく丸」

(写真提供 昆政明氏)

順風帆走する「みちのく丸」。平成16年から同17年に建造された、国内最大級の復元北前型弁才船。全長32m、全幅8.5m、千石積（積載重量150トン）。

39. 富山藩の財政状況

富山藩の財政状態は、1833年(天保4年)の実高は、「13万6515石」、同6年の総収納米が、「57767石5斗6升8合」であり、藩士への支給分「3万1212石」を引いた、「2万6555石」が実収納米である。

これに、「小物成銀」が、「17貫57匁3分2厘」(米にして約700石)と、「夫銀72貫700匁(約1340石)」あるので、合わせて、「約28600石」である。

このうち大坂に、「15000石」ほど廻米し、支出は米にして、「30000両」を越える。つまり財政赤字である。

しかし農民へは、作食米を貸与しなければならない。これを、1688年～1704年(元禄頃)より、「十村」を通じて、他領より借用(勘定方の奥書保証)して、「越後・佐渡・大坂・飛騨」等の商人より都合する。

1710年(宝永7年)に、利息を含め「20416石余」にもなった。これに、「公儀普請手伝や藩の儀礼の経費」や、「大火の復興費」が莫大である。町方・郡方から「御用金」を調達しても追いつかず、活用に不安があろうとも「銀札」を発行し、「才覚金」を「郡方」に割当て、「人別銭」を村々に命じ、「頼母子講」や「富突」も活用するなど、収入が増えるを見るや、加賀藩では、採用しなかった方法、であっても実行した。

婦負郡には、富山町人が広範囲に「高」を所有し、「婦南地方」へは「八尾町人、婦北地方」へは、「西岩瀬・四方町人」が進出する。

一方で、「高」を放した人々は、富山町へ移り町人となるものの、農村から土地を借りて「町出作」する者もいた。

「年貢米納入」をめぐる問題が起きたため、1764年(宝暦14)年に、「出作裁許人」を通じて把握させ、1786年(天明6)年以降、収納前に米を売らせず、不足米があれば、奉公させる一筆を取らせた。

「改作奉公人」(寺社方・町方・郡方の奉公人)となった中に、隠れて商売する者も出て、奉公人が減ってきた。そこで、1724年(享保9年)に商札を発行し、奉公人に請人を立てさせ、出奔防止のため町方から、「奉公人才許」を立てた。

40. 高岡の衰退と「利常」による再建

1613年(慶長18年)の冬に、「豊臣秀頼」が「織田左門頼長」(信長の弟有楽斎長益の次男)を派遣、高岡町の「二上屋吉助」宅に逗留し、病床の「前田利長」と会見する。

翌年、「大野治長」も書状を利長へ送ったが、悪性潰瘍の癒える可能性は無かった。

1619年(元和5年)に容態が悪化、幕府関係者に、高岡城を破却し、何もかも捨てて、京へ隠棲したいと漏らしていたが、5月20日に、高岡城で薨去(自刃説まである)する。

「唐瘡之煩」(慶長年録6)という「暦本」に、「瑞龍院殿聖山英賢大居士、正二位・権大納言」を追贈し、殉死を出さなかったとある。江戸で容態を気に病んでいた、母の「芳春院」が帰ったのは、6月であった(高岡城神尾図書旧宅に宿泊)。

「前田利長」は、江戸へ実母を留め置き、徳川將軍家に恭順の意を示したとはいえ、家臣になったつもりは毛頭無く、「豊臣五大老」の職責を果たし得なかった事に、内申忸怩たる思いを抱え続け、生涯「羽柴や豊臣の称」を大切に続けた(1585年／天正13年9月羽柴、同14年12月豊臣、署名には羽柴肥前守の略号「はひ」を使用)。

1605年(慶長10)年6月に、継承した異母弟の「利常」(室は徳川秀忠の娘)は、そのようなこだわりを捨て、ただ只管(ひたすら)に、「徳川家への忠義」を示す事に努め、加賀征伐が具体化するのを、未然に防いだ。

したがって、「加賀藩主」としての初代は、「利長」だが、実質的には利常である。その一方で、越中国内では、元和元(1615)年の「一国一城令」で城郭を破却しても、「魚津・富山・高岡・今石動」には拠点を構築し、非常時に備えた。

また、戦乱で荒廃した、国内の生産力を回復させ、住民生活を成り立たせるため尽力する。そのため、従来の方法を一新し、家臣・豪農の「知行権」・「土地所有権」を否定し、「農地改革」を断行して、「治水と新田開発」に努めた。

廃城の命令が出された、1615年(元和元年)以降に、領内の城郭を金沢・小松(廃城後に、1639年／寛永16年再建)・富山に限定し(大聖寺城跡は分藩後に陣屋)、「高岡城」は廃城となり、家臣団は、「金沢」へ引き揚げた。

この間、城代を「稲垣与右衛門」(大坂冬の陣)・「岡嶋備中守」(同夏の陣)が努め、その跡を正室の「玉泉院」が一時残留し、玉泉院付の「鈴木権之助」・土方市右衛門・河合数馬・林小左衛門・杉山小助・近藤久米」が二人ずつで町支配する。

しかし、これでは守備が手薄となるため、跡を継いでいた、弟の「利光」(利常)は、元和六(1620)年10月に、職人集団や町人を留め、近隣諸村からの移住を促進し、元「浅井・朝倉・北条家」等他家の臣下であって、「一季抱え」で「前田家」に、仕官した武士を町人に変え「刀・鎧・鎧」を常備させ、正保二(1645)年から、「利長」の菩提を弔うために、と「要塞形」で「瑞龍寺」を建築し、城跡には、「火薬と糶・塩」を蓄え、「御旅屋」の名目で、「防衛施設」を構築、「庄方用水兩岸」の町には、複数の宗派の寺を集め、用途別の町を作り、各所に木戸を設け、用水と称して水路を引いて、防御を固めた。

一見すると、町人による非武装の町のようにあるが、実は「文化・文政」1804年～1830年頃まで要塞であり、町人の士風は抜けていなかった。そこで、流通面での様々な特権を、付与することになる。城内に、「250人」の夫が詰めていたのを、「同3年」に廃止し、年2回の「銀納」に替える。

1624年～1644年(寛永頃)より、「伊藤内膳」による「検地や職制改訂」は、高岡町の再建に弾みを付けた。

1631年(寛永七年)頃には、鉄砲で武装した「異風組20人」(各130石)を配備している。

1615年～1624年(元和頃)に、「町奉行2人」(西村右馬助・今井左太夫)が、「砺波・射水郡奉行」を兼任した。寛永十四(1637)年に、高岡町奉行「伊藤内膳」が、「目安奉行」を兼ね、今石動奉行と協力して、「射水・砺波郡」を統治する。承応三(1654)年に「御荷物宿」、明暦三(1657)年に「魚問屋と塩問屋」、寛文11(1671)年に、「締綿市場」を設置し、排他的な地位を付与する。

41. 高岡町の発展

「前田利長」在城時には、「小塚淡路」・「有賀左京」等が町奉行として赴任し、町に「宿老役」3人・「諸事役人と町肝煎」が各4人ずつ置かれていたが、「前田利常」の時代に、「町年寄と町算用聞」が設けられ、町奉行下に「町附足軽」を置いた。

「伊藤内膳」が長く町奉行を務め、寛永12(1635)年に、「布御印押人」を任命して、布の検印を高岡町に委ねた。高岡町奉行は、御郡奉行と目安場奉行を兼任していたが、承応元(1652)年後任の「小塚覚左衛門」は町奉行専任になる。この頃に「町会所」が設置され、同3年、各町内に組合頭(町頭)が任命された。

また、「祠堂銀裁許・御荷物宿・地子肝煎」が新たに設けられ、明暦3(1657)年には魚問屋、万治頃には、塩問屋も置いた。

寛文四(1664)年5月に、「10800余歩」の敷地で火事が発生。燃えた「御旅屋」の再建がなり、同11年に町会所が改築され、新たに「馬肝煎・米肝煎や蔵廻り」等の係を作る。

「上村八左衛門や有沢孫作」が町奉行に長期在任し、川原町・鴨島町の四十物師には、藩へ納める「魚の塩漬け」を任せ、更に「締綿市場」も設けた。御算用場から詰番御歩(御旅屋等の施設管理)が派遣される。

延宝4(1676)年12月に、2人が退任して、「武藤半左衛門と国府助右衛門」が赴任し、翌年御貸家(官舎)を新設、又下代を廃止し、足軽小頭1人増置し、定塚町にあった伝(転)馬を、各町に分散して「伝(転)馬肝煎」に統轄させた。

更に、火事の際、御旅屋と古城を持ち場とする、「駆付人夫」の数を定めた。高岡の町人数は、元禄12(1699)年に、「2635軒・13174人」に及ぶ。

藩から厚遇を受ける「由緒町人」として、1660年(寛文初年)には、越前で「前田利家」に、仕えた「天野屋・越前屋・横町屋」があり、1764年～1772年(明和・安永期)に、「天野屋」だけになったこともあったが、1804～1830(文政期)に、「越前屋と横町屋」が立ち直り、更には、菱屋(祖は平経盛)・二上屋(養老年に二上権現勧請に供奉)や手崎屋(越前で出仕)が入った。

その他、手崎屋と同様財を蓄えた「三木屋」、越前等で、仕えた「茶木屋・榎屋・梅染屋・烏山屋、朱屋(越後の浪人)」や「鷲塚屋(能登畠山氏の旧臣)」・「吉野屋」(藤原氏の裔で近江の武士)、1754年(宝暦四年)には、砺波郡大滝村から横田町に出てきた「福岡屋」(百姓八右衛門の次男)等が集まった。

地子は、銀納地「77426歩七厘」から、銀「12貫441匁2分9厘」を、寛文以来、地子町肝煎2人が、12月に集めて町会所に納め、引き揚げ藩士の、屋敷跡を用いた「米納地107239歩3厘」から「216石8斗9升4合」を、地子肝煎が、「能町蔵」の御蔵へ納めて、御扶持人十村から「皆済状」を受け取った。

正徳三(1713)年9月に、「土器町」肝煎が米納地子を裁許、1735年(享保20年)10月からは古城の収納蔵へ納める。享保十七(1732)年に銀納地が、「455歩余」増えたのみであった。

1853年(嘉永6年)に、地子米を廃止し、銀納のみとする。町が村から借りている請地でもそれぞれ「地代」を村へ払う。定塚町のうち下関村領では、「1歩に付き1合6勺6才」で、1729年(享保14年)の田地割の際に、値上げを要求するが容(い)れられなかった。

中川村領では「2合歩」で、1696年(元禄9年)の検地の際に、「5合6勺」に上げられたが、町人が認めず、「御郡方用水江代米」の名目にして、「4合6勺7才歩」で落着した。

横田村領の横田町は、計「59石3斗5升1合8勺7才」、同村領の金屋町は計「18万2斗9升5合5勺」、同村領の中島町は、「16石8斗7升7合6勺」、開発村領の母衣町・縄手中町・縄手下町は計「52石9斗5升6合7勺2才」、鴨島村領の片原中島町は不詳、下関村領の宮脇町と高岡御林地の新横町には、1851年(嘉永3年)まで、民家が無く、1854年(安政元年)8月に永代請地となった、翌年5月から町名を名乗っている

1688(元禄七年)に、「石川主計と岩田平八」が町奉行に、赴任して以降、町会所の機能が拡充された。

町会所留書・質屋肝煎・木町算用間・木町舟見・屋根葺肝煎・油屋肝煎、1704年～1711年(宝永頃)に大工肝煎・鋳物肝煎・鍛冶肝煎、1716年～1736年(享保頃)に、魚相見人・諸物直段間横目・道具屋肝煎・古手屋肝煎等であり、取締りと徴税を担当した。

藩へ納める銀貨は、封座で封印するが、今石動町に行かないといけなかったもので、1691年(元禄10年)6月に、高岡町にも「封座設置」の許可が下り、金沢町人の指導下で、8月15日に開設する。

1719年(享保4年)2月に、封座相見人が置かれるが、1789年(寛政)以降に閉鎖された。この頃金屋の鋳物師達は、日用品や農耕具以外に、「釣鐘や灯籠」も作り始め、1696年(元禄9年)に、有磯神社に寄進された、鰐口(参詣者が打ち鳴らす道具)が現存している。

1704年～1711年(宝永頃)には、油新町「272歩」の敷地(垣内【かくち】と呼ばれる)に非人小屋という「窮民收容施設」を設け、地子銀と非人頭の手当てを町中に割り当てた。

寛文4(1664)年4月に、「町夫・御伝馬銀・宿馬・江戸上下継飛脚」等に関する、「賦課方法」を定める(歩回り時割)。高岡総役町(本町30町・散町5町)の間数(1943間9歩3厘・445間7歩1厘)に、「1ヶ月を29日半」・1日の活動時間を6時間として計算する。

つまり $29.5 \times 6 = 177$ 時間を間数に配当し、本町は $177 \times 81.3\% = \text{約}144$ 時間、散町は $177 \times 18.6\% = \text{約}33$ 時間とする。これは各町に及び、それぞれの課税率になった。

請地でも、1744年から1748年(延享)以後に横田町は、28時間1歩6厘、中島町は7時間4歩1厘と定められている。享保三(1718)年7月使用していなかった(御本陣は御馬出町天野屋等)御旅屋の修理は必要ないとの指示があり、同13年3月に町奉行「山村五兵衛」は、処分を藩に上申し、4月「武具用」の「御虫乾所」に改め着工、翌月竣工する。

町方が修理を請合うが、寛延元(1748)年6月に、取払い御武具土蔵として、鉄砲と長柄鑓のみ入れ、他は金沢へ移した。

宝暦13(1763)10月と翌14年に、「大野仁兵衛と小川八左衛門」が町奉行に就任し、町年寄以下の町役人に協力を求めながら、横目肝煎や酒屋豆腐屋醤油屋肝煎・米納地子肝煎を新設した。

明和4(1767年)正月の大火で、町会所が類焼したため再建する。この折に町会所の細則・服務規程を作り会所内に掲示し、公務における行事・儀式の作法を定めた。

「消防組織」も整備している。同8年2月に、「37ヶ条」の布告で、町人の守るべき節度を説いた(孝行・捨子禁止・捨馬捨犬禁止・鳥巢卵の保護・嫁入際の石打禁止・鉄砲刀所持禁止・「天下一」の使用禁止・看板への金銀箔禁止・博打厳禁・遺言状の開封方法等)。

安永4(1775)年正月に、14ヶ条追加される(忠孝・仏事法要・教育と子への指導・肝煎や町頭の役割等)。同9(1772)年3月には四十物師への魚取引高に対する課税を、年に銀三枚の定口銭に改訂した(毎年鯛祭りをして感謝の意)。

寛政四(1792)年12月に、金屋町外4か町に、「散町肝煎」を置き、1818年～1830年(文政頃)に、「他国出口銭取立役」、1860年(安政5年)に、「薬種屋売薬屋肝煎」を置いた。

42. 北前船の果たした役割

(1) 藤井能三の活躍

藤井能三(ふじいのうそう)は、屋号を「能登屋」と称した、伏木の北前船廻船問屋の八代目当主である。弘化3年(1846)に生まれ、大正2年(1913)に68歳で没した。

その生涯において、社会資本の整備、経済の活性化、教育の推進に尽力し、富山県の近代における発展の基礎を築いた偉人である。

社会資本の整備を計り、明治8年(1875)に藤井能三の尽力により、「三菱会社の同社の瓊浦丸と豊島丸の2艘」が、伏木港へ西洋型汽船として初めての入港を果たした。

1878年(明治10年)には、本県初の近代的な灯台である「伏木灯台」を私費で建設した。明治11年には電信の開設を請願し、翌年には、高岡と伏木間に電信線が架設された。さらに、私財を供して、1883年(明治16年)に本県初の気象観測施設である「伏木測候所」を開設した。

何よりも大きな功績は、伏木港の整備である。1884年(明治17年)に、有志が合同で「伏木港築港ノ議ニ付請願」を国重正文県令に提出し、伏木港の近代的な築港は、富山県としての利益につながることを強調した。しかし、港湾整備の着手には、あまりにも巨額の経費を要することから、事業採択は延び延びとなり、明治33年(1900)に、「内務省の直轄工事」として開始された。

経済の活性化に「藤井能三」は、元号が明治になるやいなや、加賀藩から「商法・為替・廻漕会社」の棟取を命じられ、この役職は明治4年(1871)に、「金沢為替会社」の頭取として引き継がれた。この会社は、1884年(明治17年)に、私立の銀行へと発展した。

1883年(明治16年)には、「第十二国立銀行の設立」とともに取締役となり、現在の北陸銀行の基礎を築いている。

また、1881年(明治14年)に「射水郡農商協会」、同16年に「高岡米商会所」を設立するなど、取り扱い物資の価格安定と供給安定を図った。

1881年(明治14年)には、本県初の「汽船会社」となる「越中風帆船会社」を設立し、「北陸通船会社」など、いくつかの船会社を次々と設立していった。これは、日本海における海運業の活性化を促すものであり、地域の経済力の底上げに大きな効果を及ぼすことになった。

教育の推進としては、明治6年(1873)の1月に、「藤井能三」は新川県の参事あてに、願書を提出し、住民は「時勢ト道理トニ暗」ことから「文明開化の域に趣」せることが、急務であり、「一日後ルレハ百年ノ損失」として「速ニ小学校設立」が必要であることを力説した。

この年の2月には、県下初の「公立小学校」である「伏木小学校」が開校している。開校にあたっての、教師の確保や校舎の建設などは、「藤井能三の私財」でまかなわれた。伏木小学校では現在でも、能三祭の開催、記念室の設置、銅像の建立などをとおして、氏の偉業を讃えている。

(2) 築港と河川改修

伏木湊と小矢部川旧射水川は、小矢部川と庄川が合流し、富山湾に流れ込む河川であり、伏木湊は江戸時代の内陸水運による物資の集積地として、また、北前船による物資の積み出し基地として、重要な役割を果たしていた。

次第に、「土砂堆積」により河口が閉塞しはじめたこと、直接汽船が着岸できる岸壁が必要となってきたこと、地元で「期成同盟会」が結成されたことなどにより、明治33年(1900)に内務省の直轄工事として改修工事が開始された。

事業の内容は、庄川の河身新設、川幅の拡幅、伏木港の浚渫と岸壁建設から成り、大正元年(1912)に竣工した。これにより、「3,000トン級」の船が入港できる「近代港湾」としての整備が完成した。さらに、「河口が分離」され、現在に見る小矢部川と庄川の2本の河口ができあがった。

岩瀬湊と神通川東岩瀬は、神通川河口右岸の天然の良港であったことから、寛文10年(1670)に加賀藩の米倉である御蔵(おくら)が設けられ、北前船の拠点として繁栄した。

西岩瀬は、神通川河口の左岸の良港であり、四方とともに富山藩の物資の移出入の拠点として繁栄した。明治34年(1901)に神通川のショートカットとなる「馳越工事」が開始されたことを原因として、河口に土砂が急激に堆積しはじめ、港への船の直接乗り入れができなくなってしまった。

そこで、北前船で財をなした「森正太郎、馬場道久、米田元吉郎」などの有力者からなる「東岩瀬商工会」等が尽力し、順次、突堤の築造、地先の浚渫、河道と港の分離、河道の新設といった大工事が、内務省の直轄工事として実施され、昭和3年(1928)に竣工した。

これにより、「1,000トン級」の船が着岸できるようになり、近代港湾として、現在の富山港となった。

水橋湊と白岩川旧水橋川は、白岩川と合流した常願川が富山湾に流れ込む河川であり、河口の水橋は、白岩川を利用した内陸水運の湊として栄えた。加賀藩の米倉である御蔵も設けられ、江戸時代後期には北前船の拠点として繁栄した。

明治24年(1891)に富山県の要請を受けた政府は、内務省工師「ヨハネス・デ・レーケ」を派遣した。「デ・レーケ」は、势力的に現地調査を行い、常願寺川の改修の設計を行った。

これに基づき、堤防の強化、合口の用水取水口の設置、河身の付け替え工事が実施され、明治26年(1893)に完成した。これにより、「常願寺川」は、西水橋の西側に、新たに河口が設けられ、「白岩川の河口」と分離することにより、「土砂堆積」の問題は解決された。

43. 新湊漁港のまとめ

豊穰の海「新湊漁業の歴史」

古来新湊は漁業の基地で、豊かな「漁業資源」にめぐまれた「新湊」では、古くから海に「すなどり」する人々が住み着き、集落を形成していたと伝えられています。

砂州が発達し、「放生津潟」という大きな潟を形成するこの地域に、いつ人々が住み着いたかは定かではありませんが、奈良時代には越中国司として赴任した「大友家持」の和歌に“奈呉の浦”として登場し、「海部人」として歌い込まれています。

「放生津」と呼ばれていた時代、鎌倉時代以後の中世には、政治の中心も「律令時代」に「国府」のあった隣接の「伏木」から、「放生津」と呼ばれた「新湊地域」に移り、政治だけでなく物資の集散地、漁業集落として栄えていました。

特に政治的には、鎌倉幕府の「北陸探題」が「放生津」におかれ、「鎌倉北条家の一族」である「名越時有」が現在の放生津小学校の地に、館(放生津城)を築いています。

漁業と海運で栄えた、近世近世に入って、広大な「放生津周潟周辺」の開拓により、農村集落が数多く出現するとともに、「放生津の港」は、米穀などの物資の集散地として、また、徳川藩政時代には、「北前船」の寄港地となり、「海運の町」として大きく前進しました。

漁業では、前田藩より、富山湾の一元的な「漁業権」を与えられ、藩肝いりの魚問屋が制度化し、新湊の「地浦魚」を高岡や金沢に出荷していました。

藩政時代には、「新湊浜」の漁業は「わら台網」と呼ばれた、「定置網の発達」や、漁法の技術開発をとおして、大きく生産量をのばし、海運と漁業の町として、「1500軒」を数える大集落となりました。

「台網」とよばれる「初期の定置網」は、現在からすると、小規模なものですが、藩政時代後期の、1830年～1844年(天保年間)には、「180統～200統」にのぼったとの記録があります。

しかし、「金沢登り商人」、「高岡場所行き商人」が指定され、「放生津六軒問屋」などの、特権的な制度により、過酷な漁民支配が行われた結果、「漁民一揆」などが発生し、その顛末は現在も、「放生津義人伝」として語られ、犠牲者が「漁民義民塚」にまつられています。

この事件以後、「前田藩」による「浦支配」も変化し、「六軒問屋制」なども廃止となり、かわりに「放生津魚場」がもうけられ、「魚吟味役」が置かれて、金沢登りの政策は続けられました。

さらに1716年～1736年(享保年間)には、魚場仕法12ヶ条がさだめられ、放生津魚場は前田藩の官許の統制市場になり、売上高が年額1万貫をこえる巨大な魚介類集積場になりました。

この魚取引の口銭高から積み立てた、繰り越し除銭とよばれた不漁や海難事故のための補償金の残高も、8000貫以上保有するという偉容になっていました。

このように恵まれた漁業資源を背景にした新湊漁業は、すでに藩政時代に、一大漁業基地として、大官許の機構と生産組織を持った全国にも希な巨大な生産流通組織を作り上げていたのです。

近代漁業の基地へと発展し、「大敷網」の発達と共に「明治から大正時代」にかけて、新湊や富山湾の漁業は急速に近代化されました。とくに定置網漁法は、網型の改良や、ワラ網から麻の細目の糸網への転換によって大型化した結果、より深いところでも操業できるようになり、漁獲も飛躍的に増大しました。

波浪による定置網の損壊・流失や不漁の年などもあったにせよ、この期間は、毎年のように氷見漁港とともに、「ブリの大漁」が続き、ブリ景気と言われました。1902年（明治35年）には「放生津漁業組合」が設立され、魚市場の機構も確立され、近代漁業基地としての新湊漁港がかたちづくられました。

明治末のブリ漁 放生津漁業組合資料		
1905年（明治38年）	ブリ5,999本・フクラギ18,567尾	額18,800円
1906年（明治39年）	ブリ20,000本・フクラギ6,666尾	額33,000円
1907年（明治40年）	ブリ3,000本・フクラギ9,375尾	金額7,500円
1908年（明治41年）	ブリ105,000本・フクラギ65,000尾	金額130,000円

この明治41年の大漁は、新湊の3統の定置網が、在来型から「新網の麻苧網」に切り替えられたことによる。

「北洋漁業・出稼ぎ漁業・北前船」を、主体とした海運業の衰退とともに、北洋のタラ・サケ・マスなどを中心とした北洋（オホーツク海やカムチャッカ沿岸）漁業に、のりだす企業家も多く出て、1904年（明治37年）には、「新湊遠洋漁業生産組合」が設立され、新湊を基地とした遠洋漁業も盛んに行われました。

また、北海道における、「ニシン漁やイカ漁」も、新湊の漁業者たちが、函館や北海道の日本海沿岸を中心に展開し、盛んに活躍しました。

第2次大戦後の新湊漁業は、1949年（昭和24年）、漁業組合法に基づき、「新湊漁業協同組合」と「新湊地区漁業協同組合」がそれぞれつくられました。

同一地区2組合の不都合もあり、1952年（昭和27年）には、「新湊地区漁業協同組合が新湊漁業協同組合」に合併する形で、現在の「新湊漁業協同組合」が組織されました。

戦後、日本の漁業は沿岸から沖合へ、そして遠洋へと視点を変えてきました。沿岸の漁業、特に定置網漁業などは、待ちの漁法として斜陽産業のようにいわれ、沖合・遠洋の漁業がもてはやされる時期がありました。

しかし、世界的な「経済水域」の設定や「資源確保」の動きなどによって、遠洋漁業が急速な環境悪化と衰退をしていくなかで、今日では近海・沿岸漁業が再び見直され、期待される時代となっています。

新湊では、遠洋漁業全盛の時代でも、その豊かな自然環境に助けられ、定置網漁法の改良や各種の沿岸・近海漁業の漁法改良で、漁業を守り続けてきました。

これからも、漁業資源保全のための対策を重ねつつ、漁業を守り、育てていく姿勢を貫いていきます。

北海道利尻島の「新湊小学校」



北海道利尻郡利尻町沓形字新湊 TEL 01638-4-2278

1897年(明治30年)「沓形小学校美也古呂分校として開校」

1937年(昭和12年)「新湊尋常小学校と改称」

1941年(昭和16年)「新湊国民学校と改称」

1947年(昭和22年)「新湊小学校と改称」

44. あとがき

現在も残る「北前船の先人の足跡」や、この「北海道利尻島」の「新湊小学校」は、もっと多くの人に知ってもらいべき、「歴史的遺産」であります。

どんな思いで、「極寒の北海道の海」を目指したのか、想像すら出来ません。

「今回の資料」を編集し、発信されている各位に感謝し、御礼申し上げます。

参考資料

1. 新湊漁業協同組合(〒934-0025／富山県射水市八幡町1-1100／TEL 0766-82-7707)
2. 高野宏康(小樽商科大学グローバル戦略推進センター)
3. 「日本海にぎわい・交流海道ネットワーク」事務局:国土交通省北陸地方整備局
港湾空港部／港湾物流企画室
4. 参考文献「北前船」／尾上太一
5. 機関誌『水の文化』9号北前船から北洋漁業へ
6. 全国北前船研究会事務局/石川県加賀市山代温泉北部1丁目222
見附裕史/Tel0761-77-2002Email:mituke@mail2.kagacable.ne.jp
7. 構成市町(49自治体)が加盟する北前船日本遺産推進協議会
8. 新潟文化物語
9. 「越中郷土史家／「近世越中国」のお話／
「藩政期越中国の産業・流通その2(越中郷土史家)「2020/11/5」

「北前船」考証001

「越中郷土史家」参考資料

越中国の産業・流通

作成／2023年(令和5年)2月6日

編集／Kazuhiro Himonoo

射水市立町12-5

0766-84-8150

／email: himokazu@nifty.com

※この資料は、「北前船」学習のため、編集したものです。